

# 第13回 尾瀬国立公園協議会 次第

日時 平成28年3月9日(水) 15:30~17:00

場所 明治安田生命さいたま新都心ビル 22階

2202 大会議室

## 1 開会

## 2 あいさつ

## 3 議事

### (1) 尾瀬ビジョンに係る現在の進捗状況について 【20分】

- ・ 行動計画の進捗状況概要について (環境省) 【5分】
- ・ 第4次尾瀬総合学術調査について (尾瀬保護財団) 【5分】
- ・ 尾瀬シカ対策について (環境省) 【5分】
- ・ 尾瀬沼ビジターセンターについて (環境省) 【5分】

### (2) 尾瀬国立公園快適利用の促進(利用分散等)に関する小委員会について 【20分】

- ・ 群馬県における利用分散等の取り組みについて(27年度実施結果、28年度実施予定)  
(群馬県) 【5分】
- ・ 低公害車両運行に関するアンケート結果について (環境省) 【5分】
- ・ 鳩待駐車場の整備事業について (環境省) 【5分】
- ・ 効果的な情報発信について(サイン計画など) (環境省) 【5分】

### (3) 尾瀬国立公園10周年にむけて 【10分】

### (4) その他 【25分】

- ・ 尾瀬国立公園協議会規約名簿の改訂について
- ・ 次年度の整備計画について (各機関) 【5分】
- ・ 見晴新道の整備について (福島県) 【5分】
- ・ 入山口の普及啓発について (尾瀬保護財団) 【5分】
- ・ 大清水湿原における植生復元について (東京パワーテクノロジー) 【5分】

## 4 閉会

【配布資料一覧】

次第

構成員名簿・座席表

資料 1-1 尾瀬ビジョンに係る現在の進捗状況把握表 (H28.3 現在)

資料 1-2 尾瀬国立公園及びその周辺地域に関する事案を協議、調整する協議会・会議等 (H28.3 現在)

資料 2-1 第4次尾瀬総合学術調査の検討状況について (尾瀬保護財団)

資料 2-2 尾瀬シカ対策について (環境省)

資料 2-3 尾瀬沼ビジターセンター整備計画 (環境省)

資料 3-1 群馬県における利用分散等の取り組みについて (27年度実施結果、28年度実施予定)

(群馬県自然環境課)

資料 3-2 低公害車両運行に関する利用者アンケート結果について (環境省)

資料 3-3 鳩待駐車場の整備事業について (東京パワーテクノロジー)

資料 3-4 尾瀬国立公園における効果的な情報発信について (環境省)

資料 4 尾瀬国立公園 10 周年にむけて (環境省)

資料 5-1 尾瀬国立公園協議会規約

資料 5-2 入山口の啓発活動について (尾瀬保護財団)

参考資料 尾瀬ビジョン

## 第13回尾瀬国立公園協議会 出欠名簿

※順不同 敬称略

構成員		出欠		随行者	
1	環境省関東地方環境事務所	所長	上杉 哲郎	出席	
2	林野庁関東森林管理局計画保全部	部長	井手 光俊	出席	自然再生指導官 山口健一
3	福島県生活環境部	部長	長谷川 哲也	(代理出席) 主任主査 森藤福美	
4	栃木県環境森林部	部長	金田 尊男	欠席	
5	群馬県環境森林部	部長	青木 勝	(代理出席) 尾瀬保全推進室長 吉田高広	企画推進係長 竹内伸昌 企画推進係主幹 宝珠山恭子
6	新潟県県民生活・環境部	部長	丸山 由明	(代理出席) 主任 新田はる香	
7	檜枝岐村	村長	星 光祥	出席	
8	南会津町	町長	大宅 宗吉	(代理出席) 環境水道課 環境衛生係長 馬場信行	
9	日光市	市長	斎藤 文夫	欠席	
10	片品村	村長	千明 金造	出席	
11	魚沼市	市長	大平 悦子	欠席	
12	公益財団法人 尾瀬保護財団	事務局長	吉田 高広	(代理出席) 企画課長 菊池高士	尾瀬保護財団 坂路 善彦
13	三井物産(株)環境・社会貢献部 社有林・環境基金室	マネージャー	斉藤 江美	(代理出席) 三井物産フォレスト(株) 東京山林事務所 所長 藤田昌也	
14	東京電力株式会社リニューアブルパワー・カンパニー水利・尾瀬グループ	グループマネージャー	小島 実		
15	東京パワーテクノロジー株式会社	顧問	松井 敏彦		尾瀬林業事業所長 清水秀一
16	尾瀬檜枝岐温泉観光協会	理事	星 浩彦	(代理出席) 尾瀬檜枝岐温泉観光協会 事務局長 平野順二	
17	南会津町観光物産協会館岩支部	支部長	大山 義幸	欠席	
18	日光市観光協会 湯西川・川俣・奥鬼怒支部	事務局長	湯沢 長久	欠席	
19	片品村観光協会	事務局長	倉田 剛	出席	
20	魚沼市観光協会	事務局長	桑原 幸子	出席	
21	尾瀬山小屋組合	組合長	関根 進	出席	
22	尾瀬山小屋組合	副組合長	星 菊芳	出席	
23	尾瀬保護指導員福島県連絡協議会	会長	星 一彰	欠席	
24	日本野鳥の会栃木県支部	副支部長	遠藤 孝一	欠席	
25	片品山岳ガイド協会	事務局長	沼野 健輔	出席	
26	新潟県自然観察指導員の会	顧問	加瀬 由紀子	出席	
27	公益財団法人 日本自然保護協会	参事	横山 隆一	出席	
28	一般財団法人 自然公園財団	代表(専務)理事	阿部 宗広	出席	
29	群馬県立女子大学	名誉教授	斎藤 晋	出席	
30	福島大学教授	教授	長橋 良隆	欠席	
31	横浜国立大学大学院教授	教授	加藤 峰夫	出席	

### 事務局

	所属	氏名
1	関東地方環境事務所 国立公園課	課長 松本 英昭
2	檜枝岐自然保護官事務所	自然保護官 市塚 友香
3	片品自然保護官事務所	自然保護官 牧野 友香
4		自然保護官補佐 柳澤 美果子
5	中央開発株式会社 社会開発部	課長 飯塚 功
6		係長 成瀬 研治

# 第13回 尾瀬国立公園協議会 座席表

平成28年3月9日(水)

明治安田生命さいたま新都心ビル22階 2202大会議室

出入口	事務局				
	速記者	事務局			
傍聴・取材者	三井物産 社有林・ 環境基金 室			尾瀬保護財 団	
	東京電力			尾瀬保護財 団	
	東京パワー テクノロジー			片品村	
	東京パワー テクノロジー			南会津町	
	尾瀬檜枝 岐温泉観 光協会			檜枝岐村	
	片品村 観光協会			新潟県	
	魚沼市 観光協会			群馬県	
	尾瀬山小 屋副組合 長			群馬県	
	尾瀬山小 屋組合長			群馬県	
	片品山岳 がけ協会			福島県	
	新潟県 自然観察 指導員の 会			関東森林 管理局	
	日本自然 保護協会			関東森林 管理局	
	出入口			自然公園財団	

課題	必要となる具体的取り組み		これまで(～H27年度まで)の取り組み				概ね今後5年間(～H32年度まで)に取り組んでいく事項			中長期的(概ね10年以内)に取り組む事項	
	短期的(概ね5年以内)に取り組むべき事項	内容	実施主体	具体的な取り組み	実施した時期	既存の協議組織(事務局)	実施主体	具体的な取組	実施する時期		
国立公園区域の見直し(拡張)	公園計画再検討	自然環境が尾瀬と同様に見られ、文化・伝統・利用の面からも尾瀬と深いつながりがある。会津駒ヶ岳や田代山・帝釈山地域を公園地域に含め、尾瀬と一体として保護していくことについて、現在、環境省が進めている公園計画の再検討に反映させる。なお、上記地域を加えた新しい「尾瀬」の公園区域では、21世紀の新しい国立公園にふさわしい、保護・利用・管理運営のための施策を一体的に行うこととする。	環境省	・会津駒ヶ岳・田代山・帝釈山の自然環境等に関する調査を実施 ・H19.8.30に会津駒ヶ岳、田代山・帝釈山地域が編入された尾瀬国立公園を指定 ・会津駒ヶ岳・田代山・帝釈山地域 景観保全管理方針策定検討委託業務において同地域の景観保全管理方針を策定	～H19 H19 H20	・中央環境審議会 自然環境部会 自然公園小委員会				<p>■公園計画見直し点検</p> <p>公園計画の再検討終了後、引き続き検討すべき課題について、概ね5年毎に行われる公園計画の見直しの際に反映させる。例えば、戸倉地区など国立公園の入口として利用拠点となる地域について、公園区域に編入することを検討する。</p>	
			その他国	(関東森林管理局) 平成19年4月、会津駒ヶ岳・田代山・帝釈山を含む奥会津地域の国有林約8.4万haを「奥会津森林生態系保護地域」に指定→以後モニタリング調査を実施							
			尾瀬保護財団								
			関係県	(福島県) ・尾瀬国立公園福島県地域協議会を開催。管理者の協力体制を強化する。(23.2.8休止) ・福島・群馬・新潟の3県知事連名で、環境省に対し、尾瀬国立公園の新設を要望	～H22 H9	・尾瀬国立公園福島県地域協議会 (福島県南会津地方振興局)					
			関係市町村	(南会津町) ・「尾瀬国立公園実現期成同盟会」の構成員として、環境省に対し、尾瀬国立公園の新設を要望 ・田代山・帝釈山周辺を対象とした保護・利用・管理のあり方を示した。(町協議検討会設立:H20)		・田代山帝釈山管理検討会(南会津町)					
			山小屋等事業者	・「尾瀬国立公園実現期成同盟会」の構成員として、環境省に対し、尾瀬国立公園の新設を要望							
			土地所有者	・「尾瀬国立公園実現期成同盟会」の構成員として、環境省に対し、尾瀬国立公園の新設を要望							
			地域住民	・「尾瀬国立公園実現期成同盟会」の構成員として、環境省に対し、尾瀬国立公園の新設を要望							
			公園利用者								
			NGO/NPO								
			研究者	・会津駒ヶ岳・田代山・帝釈山の自然環境等に関する科学的知見を提供							
			国民・企業								

課題	必要となる具体的取り組み		これまで(～H27年度まで)の取り組み				概ね今後5年間(～H32年度まで)に取り組んでいく事項			中長期的(概ね10年以内)に取り組む事項		
	短期的(概ね5年以内)に取り組むべき事項	内容	実施主体	具体的な取り組み	実施した時期	既存の協議組織(事務局)	実施主体	具体的な取組	実施する時期			
生態系の状況の的確な把握	調査研究促進のための支援実施	尾瀬の生態系の状況の推移について調査することは極めて重要であるので、調査研究活動を促進するための支援を実施する。	環境省	・利用適正化事業で学術論文検索サイト「尾瀬生物多様性情報システム」を運用	H17～	・尾瀬国立公園協議会(環境省)	環境省	・関係者の各種課題への科学的な対応に資するデータ提供のため、システムの運用を継続		<p>■第4次学術調査の実施 第3次尾瀬総合学術調査が行われてから20年近くが経過するが、まだ解明されていない事項やこれまでの調査データと比較して尾瀬の状況を把握するため、第4次の学術調査の実施について検討する。</p> <p>■モニタリング体制の確立 尾瀬地域内で行われている様々なモニタリング調査の実態を把握し、効率的かつ効果的なモニタリング体制を確立する。</p> <p>■学術情報の公園管理への反映 尾瀬地域内で行われる各種学術的な調査から得られる情報を今後の公園管理に役立たせるためのシステムをつくる。</p>		
			その他国									
			尾瀬保護財団	・湿原研究者を支援する「尾瀬賞」を設置。将来性のある若手研究者には尾瀬奨励賞を授与(H21～) ・尾瀬における植物の開花時期や山ノ鼻・至仏山の気象観測などを継続して実施。(至仏山はH26まで実施。) ・環境省から利用適正化事業を受託し、学術論文検索サイト「尾瀬生物多様性情報システム」を運用 ・環境省から利用適正化事業を受託し、尾瀬国立公園協議会の下に「生態系の状況の的確な把握」に関する小委員会を設置(H22～) ・尾瀬の経年変化の把握のための定点観測(植生変化把握)地点の設定との実施の検討	H9～ H16～ H17～ H22～23 H25～	・尾瀬国立公園協議会(環境省) 尾瀬保護財団	・湿原研究者を支援する「尾瀬賞」を継続実施する。 山ノ鼻地区の気象のみ観測を継続する。 ・環境省からの利用適正化推進事業を受託したうえで、掲載する論文等の収集を行うとともに随時更新する。 ・尾瀬の経年変化の把握のための定点観測(植生変化把握)地点の設定との実施の検討 ■第4次学術調査の検討 第3次尾瀬総合学術調査が行われてから20年が経過するが、まだ解明されていない事項やこれまでの調査データと比較して尾瀬の状況を把握するため、第4次の学術調査の実施について検討する。	毎年継続 継続実施 継続実施 継続実施 H27～				
			関係県	(福島県・群馬県・新潟県) ・第3次尾瀬総合学術調査を実施	H6～8							
			関係市町村	(南会津町) ・田代山帝釈山自然保護巡視員による、動物の出没、植物の開花情報の提供	毎年(5月中旬～11月中旬)				関係市町村		(南会津町) ・田代山帝釈山自然保護巡視員による、動物の出没、植物の開花情報の提供	継続実施
			山小屋等事業者	・動物の出没情報、植物の開花情報等の自然情報を提供し、VC等における自然情報の蓄積を支援								
			土地所有者									
			地域住民									
			公園利用者	・動物の出没情報、植物の開花情報等の自然情報を提供し、VC等における自然情報の蓄積を支援								
			NGO/NPO									
			研究者	・動物の出没情報、植物の開花情報等の自然情報を提供し、VC等における自然情報の蓄積を支援								
			国民・企業	・パークボランティアとして、環境省の各種調査活動を支援 ・尾瀬ボランティアとして尾瀬保護財団の各種啓発活動を支援								

課題	必要となる具体的取り組み		これまで(～H27年度まで)の取り組み				概ね今後5年間(～H32年度まで)に取り組んでいく事項			中長期的(概ね10年以上)に取り組む事項
	短期的(概ね5年以内)に取り組むべき事項	内容	実施主体	具体的な取り組み	実施した時期	既存の協議組織(事務局)	実施主体	具体的な取組	実施する時期	
生態系の状況の的確な把握	効果的なモニタリング調査等の実施	各種モニタリング調査の結果の統合や調査手法の統一化を進めるとともにGISシステム等への蓄積を行う。	環境省	・利用適正化事業として航空撮影とGISを活用した施設等管理システムを構築 ・利用適正化事業として、尾瀬国立公園協議会の下に「生態系の状況の的確な把握」に関する小委員会を設置	H17～H27(廃止) H22～	・尾瀬国立公園協議会(環境省)	環境省			<p>■第4次学術調査の実施 第3次尾瀬総合学術調査が行われてから20年近くが経過するが、まだ解明されていない事項やこれまでの調査データと比較して尾瀬の状況を把握するため、第4次の学術調査の実施について検討する。</p> <p>■モニタリング体制の確立 尾瀬地域内で行われている様々なモニタリング調査の実態を把握し、効率的かつ効果的なモニタリング体制を確立する。</p> <p>■学術情報の公園管理への反映 尾瀬地域内で行われる各種学術的な調査から得られる情報を今後の公園管理に役立たせるためのシステムをつくる。</p>
			その他国	(国土交通省) ・平成8年から尾瀬沼から維持流量(環境流量)を沼尻川に放流、平成18年からは倍量の放流をしている (関東森林管理局) ・平成5年～13年に、希少野生動植物保護管理事業として、帝釈山周辺の猛禽類の生息確認、行動圏把握等モニタリング調査を実施 ・平成17年より、御池周辺等において固定プロットを設け、原生的自然林の状況を把握しながら、二次林から自然林への遷移過程など未解明の分野について、必要な基礎データを収集するためのモニタリングを継続的に実施	H5～H13 H17～		その他国	(関東森林管理局) ・平成17年より、御池周辺等において固定プロットを設け、原生的自然林の状況を把握しながら、二次林から自然林への遷移過程など未解明の分野について、必要な基礎データを収集するためのモニタリングを継続的に実施	継続実施	
			その他国	(森林管理署) 希少野生動植物(クマタカ等猛禽類)保護管理事業により、尾瀬国立公園の一部についても、営巣等の調査を実施。	H19～		その他国	(森林管理署) 希少野生動植物(クマタカ等猛禽類)保護管理事業により、尾瀬国立公園の一部についても、営巣等の調査を実施。	継続実施	
			尾瀬保護財団	・環境省から利用適正化事業を受託し、航空撮影と、GISを活用した施設等管理システム「すいすい尾瀬なび」を構築 ・環境省から利用適正化事業を受託し、尾瀬国立公園協議会の下に「生態系の状況の的確な把握」に関する小委員会を設置(H22～)	H18～H27(廃止) H22～23	・尾瀬国立公園協議会(環境省)	尾瀬保護財団			
			関係県	(福島県) ・昭和45年から尾瀬保護指導委員会に委託し、各種モニタリング調査を実施すると共に、調査結果を「尾瀬の保護と復元」にまとめている。平成19年には、「尾瀬の保護と復元・特別号」として集大成を取りまとめた。 ・会津駒ヶ岳、田代山・帝釈山地域について自然環境の変遷を把握・調査するため尾瀬保護指導委員会を活用し、モニタリングの手法、箇所等について検討。(H20-H22)	～H27	・尾瀬保護指導委員会(福島県自然保護課)	関係県	(福島県) ・尾瀬保護指導委員会による調査を継続(シカ被害の調査など喫緊のテーマを中心に)	継続実施	
			関係県	(群馬県) ・昭和41年から尾瀬保護専門委員を委嘱し、各種モニタリング調査を実施すると共に、昭和52年からは調査結果を、「尾瀬の自然保護」にまとめた。 ・尾瀬国立公園誕生を記念し、尾瀬の自然保護-30年間の取組-として、集大成版をとりまとめた。(H19) ・至仏山調査基盤システムをGISとして整備	S41～H27 H15	・尾瀬保護専門委員会(群馬県)	関係県	(群馬県) ・尾瀬保護専門委員による各種モニタリング調査を実施すると共に、調査結果を「尾瀬の自然保護」にまとめて発行する。	継続実施	
			関係市町村							
			山小屋等事業者							
			土地所有者	(東京電力・東京パワーテクノロジー(株)尾瀬林業事業所) ・昭和56年から、尾瀬沼からの取水による尾瀬地域の自然環境に与える影響評価を実施			土地所有者	(東京電力・東京パワーテクノロジー(株)尾瀬林業事業所) ・これまでの取り組み継続実施	継続実施	
			地域住民							
			公園利用者							
			NGO/NPO							
			研究者	・尾瀬の総合学術調査を実施し、これまでに1次～3次の報告書をまとめた。						
国民・企業										



課題	必要となる具体的取り組み		これまで(～H27年度まで)の取り組み				概ね今後5年間(～H32年度まで)に取り組んでいく事項			中長期的(概ね10年以内)に取り組む事項	
	短期的(概ね5年以内)に取り組むべき事項	内容	実施主体	具体的な取り組み	実施した時期	既存の協議組織(事務局)	実施主体	具体的な取組	実施する時期		
野生動物対策	クマ対策マニュアルの作成・普及啓発	尾瀬においてツキノワグマと人間が共存していくため、その具体的対策を示した「ツキノワグマ対策マニュアル」を作成すると共に、関係者及び一般利用者への普及啓発を図り、安全・快適に尾瀬を利用できるようにする。	環境省	・利用適正化事業により、「尾瀬山ノ鼻地区ツキノワグマ対策会議」及び「ヨシツ堀田代地区ツキノワグマ対策連絡会議」を設置し、それぞれの地区において対策マニュアルを作成。また、尾瀬全体のクマ対策マニュアルとして「尾瀬国立公園ツキノワグマ保護管理マニュアル」を策定(財団に委託) ・同事業により尾瀬国立公園ツキノワグマ対策協議会を設置	H20 H21		環境省(歩道管理者)	「尾瀬国立公園ツキノワグマ出沒対応マニュアル」に沿って、直轄歩道についてササの刈り払いや巡視等を実施	継続実施	■クマの生態把握 ツキノワグマ対策をより実効あるものにするため、尾瀬のツキノワグマの生態について把握するための調査を継続して実施する。	
			その他国								
			尾瀬保護財団	・環境省の利用適正化事業を受託し、「尾瀬山ノ鼻地区ツキノワグマ対策マニュアル」及び「ヨシツ堀田代地区ツキノワグマ対策マニュアル」、「尾瀬国立公園ツキノワグマ保護管理マニュアル」を策定(現在は「尾瀬国立公園ツキノワグマ出沒対応マニュアル」に改称し、H28.3に改定) ・同事業により、尾瀬国立公園ツキノワグマ対策協議会を設置(H21)、マニュアルに基づき関係者が取り組みを実施、クマ対策専門員も配置 ・事故を未然に防ぐために、財団ホームページ内にクマの目撃情報(時間、場所など)を随時掲載等による利用者への啓発を実施。 ・クマとの突然の遭遇による事故を防止するため、ササ等の刈り払い作業を実施。 ・尾瀬国立公園ツキノワグマ対策協議会を事務局として運営し、ツキノワグマ対策員の任命、現地での対策実施体制の調整を行う ・環境省の利用適正化事業を受託し、ツキノワグマ対策員の研修、対策実施体制の構築を行う ・群馬県から受託し、クマ出沒時の安全誘導、ツキノワグマ生息状況調査を実施	H17～ H21～ H12～ H17～ H17～22 H26～	山ノ鼻地区ツキノワグマ対策連絡会議(尾瀬保護財団) ヨシツ堀田代地区ツキノワグマ対策連絡会議(尾瀬保護財団) 尾瀬国立公園ツキノワグマ対策協議会(尾瀬保護財団)	尾瀬保護財団	・尾瀬国立公園ツキノワグマ対策協議会の事務局として、構成する関係機関と協議しながら、「ツキノワグマ出沒対応マニュアル」に基づき、対策を実施する。 ・山小屋等と連携して目撃情報の収集するとともに、その結果を随時、ホームページ等に掲載して注意喚起を図る。 ・過去の日撃情報等を参考に関係者と連携のうえ、ササ等の刈り払い作業を実施する。	継続実施 継続実施 継続実施 継続実施		
			関係県	(福島県) ・ツキノワグマ保護管理計画(H21.3策定、H25.3改訂)及び尾瀬国立公園ツキノワグマ保護管理マニュアルに基づき、被害の軽減と地域個体群の保護を図る。 ・人身被害が想定される緊急時には、警察等と連携し、迅速な対応に努める (新潟県) ・ツキノワグマ保護管理計画(H23.9策定)に基づき、被害防止と個体群の安定的維持を図る。 (群馬県) ・ツキノワグマ適正管理計画(H24.3策定)に基づき、被害の軽減と地域個体群の保護を図る。	～H27 ～H27		関係県	(福島県) ・ツキノワグマ管理計画(H27.3改定)及び尾瀬ツキノワグマ保護管理マニュアルに基づき、被害の軽減と地域個体群の保護を図る ・人身被害が想定される緊急時には、警察等と連携し、迅速な対応に努める(H27から、南会津町、檜枝岐村に、緊急時の銃とわなによる捕獲許可の権限を移譲) (新潟県) ・ツキノワグマ管理計画(H27.5変更)に基づき、被害防止と個体群の安定維持を図りつつ、生息数を適正な水準に管理し、その生息域を適正な範囲に縮小させる。 (群馬県) ・ツキノワグマ適正管理計画に基づき、被害の軽減と地域個体群の保護を図る。	継続実施 継続実施 継続実施		
			関係市町村	・危険時対策(有害獣捕獲)について申請を行う ・猟友会事務局を運営 (南会津町) ・クマ目撃情報の提供・捕獲対策			関係市町村	(南会津町) ・クマ目撃情報の提供・捕獲対策	継続実施		
			山小屋等事業者	・クマの誘引するゴミ等を適正に管理。 ・クマ目撃情報などを提供すると共に、必要に応じ巡視を実施。 ・クマ目撃情報やクマに遭遇した際の対応などについて、利用者に必要な情報を提供							
			土地所有者	(東京電力・東京パワーテクノロジー(株)尾瀬林業事業所) ・ツキノワグマが頻りに通過するエリアについて、クマと利用者の接触を避けるために木道を高架型に改修、クマ出沒地域に注意喚起の看板と鐘の設置・管理			土地所有者(歩道管理者)	(東京電力・東京パワーテクノロジー(株)尾瀬林業事業所) ・必要に応じて、検討・対応していく			
			地域住民	(猟友会) ・危険時対策の際の追い払い又は学習放獣を実施							
			公園利用者	・クマ目撃情報を通報 ・尾瀬はクマの生息地だと認識し、マニュアルやセルフガイドに沿った利用を行う							
			NGO/NPO								
			研究者	・専門的知見から、クマの生態、安全管理等についての知見を提供							
			国民・企業								

課題	必要となる具体的取り組み		これまで(～H27年度まで)の取り組み				概ね今後5年間(～H32年度まで)に取り組んでいく事項			中長期的(概ね10年以上)に取り組む事項
	短期的(概ね5年以内)に取り組むべき事項	内容	実施主体	具体的な取り組み	実施した時期	既存の協議組織(事務局)	実施主体	具体的な取組	実施する時期	
環境保全	過去のゴミ対策	ごみのない尾瀬を実現するため、尾瀬内の過去のゴミについては、自然環境の保護に配慮しつつ地域外へ搬出する。	環境省	・環境省所管地内のゴミの撤去・搬出、並びに植生復元を実施していく	H19～		環境省(土地所有者)	H28にて予定されていた事業が終了する予定	H28	
			その他国							
			尾瀬保護財団	・過去に廃棄されたゴミを撤去し、域外への搬出 ・ゴミ持ち帰り運動についての啓発	S47～H8(財)国立公園協会 H9～23(財)国立公園協会・財団 H24～財団		尾瀬保護財団	・ゴミ持ち帰り運動についての啓発	毎年継続実施	
			関係県	(福島・群馬) ・過去に廃棄されたゴミを撤去、域外への搬出 ・国立公園協会や尾瀬保護財団の主旨に基づき主要入山口で、ゴミ持ち帰り運動についての啓発	(群馬県) H18～19 (福島県) H18～22 S47～			—	—	継続実施
			関係市町村	(檜枝岐・片品) ・過去に廃棄されたゴミを撤去、域外への搬出 (南会津町) ・田代山帝釈山自然保護巡視員等によるゴミ持ち帰り運動についての啓発 ・田代山山開きでのゴミ持ち帰り運動実施 ・田代・帝釈山山開きでのゴミ持ち帰り運動実施	毎年(6月～10月) 毎年(6月上旬)		関係市町村	(檜枝岐村) ・ゴミ持ち帰り運動についての啓発 (南会津町) 田代山帝釈山自然保護巡視員等によるゴミ持ち帰り運動の啓発 ・田代山山開きでのゴミ持ち帰り運動実施	毎年継続実施 継続実施	
			山小屋等事業者	(山小屋) ・過去に廃棄されたゴミを撤去、域外への搬出 ・ゴミ持ち帰り運動についての啓発						
			土地所有者	(東京電力・東京パワーテクノロジー(株)尾瀬林業事業所) ・過去に廃棄されたゴミを撤去、域外への搬出 ・ゴミ持ち帰り運動についての啓発			土地所有者	(東京電力・東京パワーテクノロジー(株)尾瀬林業事業所) ・万が一、当社所有地内に過去の廃棄ゴミが発見された場合はその都度対応 ・啓発の継続実施。自然解説等において接する入山者との対応の際は、呼びかけていく	継続実施 継続実施	
			地域住民	・過去に廃棄されたゴミを撤去、域外への搬出 ・ゴミ持ち帰り運動についての啓発 (南会津町) ・田代・帝釈山沿線県道のゴミ撤去作業			地域住民	(南会津町) ・田代・帝釈山沿線県道のゴミ撤去作業	継続実施	
			公園利用者	(一般利用者、組織ボランティア) ・過去に廃棄されたゴミの運搬搬出作業に協力 ・ゴミ持ち帰り運動に参加						
			NGO/NPO							
	研究者									
	国民・企業									
	植生荒廃地の復元対策	尾瀬ヶ原や尾瀬沼周辺、アヤマ平等における植生荒廃地については、継続して植生復元のための取り組みを行うとともに、経過観察のためのモニタリング調査を実施する。	環境省	・荒廃地における植生を復元させるための植生復元事業(特殊植物等保全事業)を実施(沼尻湿原、小淵沢田代、熊沢田代)	H18～H24	・特殊植物保全事業等検討委員会(環境省)	環境省	・植生復元作業箇所(沼尻湿原、小淵沢田代、熊沢田代)のモニタリングを実施	継続実施	
			その他国							
			尾瀬保護財団	・福島県から植生復元事業を受託し、復元状況のモニタリングを実施 ・群馬県から経過観察業務を受託し、復元状況のモニタリングを実施 ・群馬県から至仏山の保全対策事業を受託して、荒廃した登山道周辺の復元作業と立入防護策設置等を実施(H22)		・尾瀬保護指導委員会	尾瀬保護財団	・福島県から植生復元事業を受託し、復元状況のモニタリングを実施 ・群馬県から経過観察業務を受託し、復元状況のモニタリングを実施 ・群馬県から至仏山の保全対策事業を受託して、荒廃した登山道周辺の復元作業と立入防護策設置等を実施	継続実施 継続実施 継続実施	
			関係県	(福島県) ・荒廃地における植生を復元するための植生復元事業を、尾瀬保護財団へ委託 (群馬県) ・荒廃地における植生を復元するための植生復元事業の経過観察を尾瀬保護財団へ委託(至仏山東面登山道(H22～)、横田代(H18～))	～H27 ～H27	・尾瀬保護指導委員会(福島県) ・尾瀬保護専門委員会(群馬県)	関係県	(福島県) ・荒廃地における植生を復元するための植生復元事業を、尾瀬保護財団へ委託 (群馬県) ・荒廃地における植生を復元するための植生復元事業の経過観察を、尾瀬保護財団へ委託	継続実施 継続実施	
			関係市町村	(檜枝岐村) ・会津駒ヶ岳山頂付近の湿原において、荒廃した植生を復元させるための作業を実施			関係市町村	(南会津町) ・田代山・帝釈山頂木道付近の荒廃地の植生復元作業実施	継続実施	
			山小屋等事業者							
			土地所有者	(東京電力・東京パワーテクノロジー(株)尾瀬林業事業所) ・アヤマ平等の植生復元と経過観察を実施			土地所有者	(東京電力・東京パワーテクノロジー(株)尾瀬林業事業所) ・未回復エリア(1割)と回復箇所の植生の質向上に向けた検討		
			地域住民	(片品村婦人会) ・植生復元作業に協力						
公園利用者			(尾瀬ボランティア) ・尾瀬保護財団の植生復元作業に協力							
NGO/NPO										
研究者	(環境省植生復元事業委員・尾瀬保護指導委員・尾瀬保護専門委員) ・望ましい植生復元方法等について、各種委員会を通じて技術的な助言を行う									
国民・企業										

課題	必要となる具体的取り組み		これまで(～H27年度まで)の取り組み				概ね今後5年間(～H32年度まで)に取り組んでいく事項			中長期的(概ね10年以上)に取り組む事項
	短期的(概ね5年以内)に取り組むべき事項	内容	実施主体	具体的な取り組み	実施した時期	既存の協議組織(事務局)	実施主体	具体的な取組	実施する時期	
環境保全	至仏山保全対策の実施	尾瀬の自然環境を特徴づける価値を有している至仏山については、保全のための緊急対策会議がとりまとめる「至仏山保全基本計画」に沿って、登山ルートの見直し、適正利用のためのルールづくりと管理などを行う	環境省	・利用適正化事業により、至仏山における携帯トイレの導入に向けた事例調査や、試験配布してのアンケート調査等を実施 ・利用適正化事業により、東面登山道のより専用化の定着及びそれに伴う利用動向の変化等の予測について実施	H19～H20 H19～H20					
			その他国							
			尾瀬保護財団	・「至仏山保全緊急対策会議」を設置して「至仏山保全基本計画」を策定、その後「至仏山保全対策会議」を設置して同計画の進行管理を実施 ・環境省から利用適正化事業を受託し、携帯トイレの導入や東面登山道のより専用化の定着に向けた利用者意識調査を実施 ・入山者に対し、利用のルール等について普及啓発を実施 ・至仏山の荒廃した登山道のあり方について、総合的な評価を行うため、至仏山環境調査専門委員会を設置、科学的調査を実施 (H21～H24) ・尾瀬国立公園至仏山登山道迂回路案の妥当性検討報告書(至仏山環境調査報告書を作成(H27.3))	H21～H24	・至仏山保全対策会議(尾瀬保護財団) ・至仏山環境調査専門委員会(尾瀬保護財団)	尾瀬保護財団	・至仏山保全対策会議において、至仏山保全計画に基づいて、自然を保全するための各種対策を実施 ・東面登山道のより専用、残雪期の登山道閉鎖期間の周知徹底及び携帯トイレの持参のPRを図る。  ・報告書に示されている登山ルートの付け替えについて、具体的に検討を進める。	継続実施 継続実施 検討する	
			関係県	(群馬県) ・登山道、木道等の整備(H3～8)し、 <b>日常点検及び補修</b> ・荒廃地における植生を回復するための植生回復事業を、尾瀬保護財団へ委託 ・至仏山保全対策事業の適正な執行に資するため、尾瀬保護専門委員会に、群馬県至仏山東面登山道保全対策検討会を設置(H22～)	～H27 H22～H27	尾瀬保護専門委員会(群馬県)	群馬県(歩道管理者)	・県が管理する東面登山道周辺部の植生保護・回復等の対策に取り組む	継続実施	
			関係市町村	(片品村) ・入山者に対し、利用のルール等について普及啓発を実施 ・冬季利用自粛に対する呼びかけ			関係市町村	(片品村) ・入山者に対し、利用のルール等について普及啓発を実施 ・冬季利用自粛に対する呼びかけ		
			山小屋等事業者	(東京パワーテクノロジー(株)) ・各山小屋で携帯トイレの販売(H24年) ・入山者に対し、利用のルール等について普及啓発を実施 ・各山小屋で携帯トイレの販売(H24年) (ガイド業者) ・入山者に対し、利用のルール等について普及啓発を実施	H24					
			土地所有者	(東京電力・東京パワーテクノロジー(株)尾瀬林業事業所) ・登山道、木道等の整備および管理 ・入山者に対し、利用のルール等について普及啓発を実施			土地所有者	(東京電力・東京パワーテクノロジー(株)尾瀬林業事業所) ・これまでの整備および管理、普及啓発を継続実施	継続実施	
			地域住民	・入山者に対し、利用のルール等について普及啓発を実施						
			公園利用者	・東面登山道の登り専用利用の遵守						
			NGO/NPO	・東面登山道の登り専用利用の実施を広報誌等を通じてPR						
			研究者	(日本自然保護協会) ・当該地の自然環境特性や利用動態について調査 (群馬県尾瀬保護専門委員会) ・当該地の自然環境特性について調査						
			国民・企業							
			外来植物対策	尾瀬本来の植生を維持・回復させるため、専門家、NPO、山小屋等の協力を受けて実態把握に努め、適切な外来植物対策を実施する	環境省	・「駆除すべき移入植物一覧表」を作成、外来植物パンフを作成し配布	H9・H24		環境省	・「駆除すべき移入植物一覧表」や外来植物パンフ配布等を行い周知
	その他国									
	尾瀬保護財団	・移入植物を尾瀬に持ち込まないよう各入山口で啓発 ・福島県より受託し、移入植物の除去を実施。 ・移入植物の除去の是非について検討			H26	・尾瀬保護指導委員会(福島県)	尾瀬保護財団	・移入植物を尾瀬に持ち込まないよう各入山口で啓発 ・福島県より受託し、移入植物の除去を実施。	継続実施 継続実施	
	関係県	(福島県) ・移入植物の除去作業を尾瀬保護財団に委託 (群馬県) ・移入植物を除去することの是非について検討 ・外来植物を尾瀬に持ち込まないよう啓発			～H27 H10～11	・尾瀬保護指導委員会(福島県) ・尾瀬保護専門委員会(群馬県)	関係県	(福島県) ・移入植物の除去作業を、尾瀬保護財団へ委託 - ・外来植物を尾瀬に持ち込まないよう啓発	継続実施 -	
	関係市町村	(南会津町) ・田代山帝釈山自然保護巡視員等による除去・啓発活動			毎年(6月～11月)			(南会津町) ・田代山帝釈山自然保護巡視員等による除去・啓発活動	継続実施	
	山小屋等事業者	・山小屋周辺の維持管理時の移入種の除去作業を実施								
	土地所有者	(東京電力・東京パワーテクノロジー(株)尾瀬林業事業所) ・入山口において種子落としマットを設置					土地所有者	(東京電力・東京パワーテクノロジー(株)尾瀬林業事業所) ・これまでの取り組みを継続実施	継続実施	
	地域住民	(片品村婦人会) ・外来植物の除去作業を実施 (尾瀬国立公園 田代山・帝釈山保護の会) ・外来植物の除去作業実施					地域住民	(尾瀬国立公園田代山・帝釈山保護の会) ・外来植物の除去作業実施		
公園利用者	・種子落としマット上での種子落としの実施									
NGO/NPO	(国立公園 田代山・帝釈山保護の会) ・猿倉登山口周辺の平地性植物の除去									
研究者	・移入種の侵入・繁茂状況の実態について研究、情報提供									
国民・企業										

課題	必要となる具体的取り組み		これまで(～H27年度まで)の取り組み				概ね今後5年間(～H32年度まで)に取り組んでいく事項			中長期的(概ね10年以内)に取り組む事項	
	短期的(概ね5年以内)に取り組むべき事項	内容	実施主体	具体的な取り組み	実施した時期	既存の協議組織(事務局)	実施主体	具体的な取組	実施する時期		
環境保全	保護の強化	既存の公園区域内はもちろん、会津駒ヶ岳や田代・帝釈山地域など利用増によって植生等が荒廃することのないよう、関係機関が一体となって取り組む	環境省	<ul style="list-style-type: none"> <li>「会津駒ヶ岳・田代山・帝釈山地域景観保全管理方針」を作成</li> <li>会津駒ヶ岳、田代山・帝釈山地域の登山道、利用動態等の調査を実施</li> <li>グリーンワーカー事業において、巡視、登山道補修等の業務を実施</li> <li>歩道、登山道等の整備</li> <li>排水処理施設、公衆トイレの整備</li> </ul>	H20 H20～H21  適時 適時		環境省	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係者の協力の下、歩道、登山道等の整備及び維持管理を実施</li> <li>関係者の協力の下、排水処理施設、公衆トイレの維持管理</li> </ul>	適時 適時		
			その他国	<ul style="list-style-type: none"> <li>(森林管理署)</li> <li>森林生態系保護地域及び保安林の管理</li> <li>グリーン・サポート・スタッフ及び国有林野保護監視員による森林パトロールを実施</li> <li>森林生態系保護地域及び緑の回廊に関するパンフレットの作成・配付</li> </ul>			その他国	<ul style="list-style-type: none"> <li>(森林管理署)</li> <li>森林生態系保護地域及び保安林の管理</li> <li>グリーン・サポート・スタッフ及び国有林野保護監視員による森林パトロールを実施</li> <li>森林生態系保護地域及び緑の回廊に関するパンフレットの作成・配付</li> </ul>	継続 継続 継続		
			尾瀬保護財団	<ul style="list-style-type: none"> <li>入山者への啓発・尾瀬の美化巡視(尾瀬ボランティア参加)</li> <li>会津駒ヶ岳・田代山・帝釈山地域の管理方針の策定のため、利用面からの現状把握と課題の洗い出しに関する調査を環境省から受託(H20)。</li> <li>会津駒ヶ岳・田代山・帝釈山地域における入山者啓発や美化巡視活動を拡充(尾瀬ボランティア参加)。</li> </ul>	H20		尾瀬保護財団	<ul style="list-style-type: none"> <li>入山者への啓発・尾瀬の美化巡視を継続実施する(尾瀬ボランティア参加)</li> </ul>	毎年継続実施		
			関係県	(福島県)	<ul style="list-style-type: none"> <li>歩道、登山道等の整備(県単独及び施行委任)</li> <li>自然保護指導員を設置し、利用者指導を実施</li> <li>アクセス対策に係る意見交換、アンケート実施</li> </ul>	～H27 ～H27 H20	尾瀬国立公園福島県地域協議会(福島県南会津地方振興局)	関係県	<ul style="list-style-type: none"> <li>(福島県)</li> <li>歩道、登山道等の整備(県単独及び施行委任)</li> <li>自然保護指導員を設置し、利用者指導を実施</li> </ul>		継続実施 継続実施
				(群馬県)	<ul style="list-style-type: none"> <li>歩道、登山道等の整備(県単独及び施行委任)</li> </ul>	～H27		関係県	<ul style="list-style-type: none"> <li>(群馬県)</li> <li>歩道、登山道等の整備(県単独及び施行委任)</li> </ul>		継続実施
			関係市町村	(片品村)	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用ルール等の普及啓発活動を実施</li> </ul>			関係市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>(片品村)</li> <li>利用ルール等の普及啓発活動を実施</li> </ul>		毎年度
				(魚沼市)	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用ルール等の普及啓発活動を実施</li> </ul>			関係市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>(魚沼市)</li> <li>利用ルール等の普及啓発活動を実施</li> </ul>		毎年度
			関係市町村	(南会津町)	<ul style="list-style-type: none"> <li>田代山帝釈山自然保護巡視員による歩道、登山道等の整備</li> <li>田代山帝釈山自然保護巡視員等による利用ルール等の普及啓発活動を実施</li> </ul>	毎年(6月～11月) 毎年(6月～10月)		関係市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>(南会津町)</li> <li>田代山帝釈山自然保護巡視員による歩道、登山道等の整備</li> <li>田代山帝釈山自然保護巡視員等による利用ルール等の普及啓発活動実施</li> </ul>		継続実施
				山小屋等事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>(山小屋、東京パワーテクノロジー(株))</li> <li>尾瀬の美化巡視</li> </ul>						
			土地所有者	<ul style="list-style-type: none"> <li>(東京電力・東京パワーテクノロジー(株)尾瀬林業事業所)</li> <li>登山道、木道等の整備</li> <li>入山者に対し、利用のルール等について普及啓発を実施</li> </ul>			土地所有者	<ul style="list-style-type: none"> <li>(東京電力・東京パワーテクノロジー(株)尾瀬林業事業所)</li> <li>これまでの取り組みを継続実施</li> </ul>	継続実施		
			地域住民	<ul style="list-style-type: none"> <li>パークボランティア、尾瀬ボランティア、自然公園指導員、自然保護指導員等による利用者指導の実施</li> </ul>							
			公園利用者	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用ルールの遵守</li> </ul>							
			NGO/NPO	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境省から会津駒ヶ岳・田代山・帝釈山地域の管理方針検討業務を受託し、検討会を設置して管理方針の策定に向けた検討を実施中(H19～H20)</li> <li>(公益財団法人南会津町振興公社)</li> <li>町から美化巡視業務も含め受託し、清掃業務を実施</li> </ul>				NGO/NPO	<ul style="list-style-type: none"> <li>(公益財団法人南会津町振興公社)</li> <li>町から美化巡視業務も含め受託し、保全業務を実施</li> </ul>		
				<ul style="list-style-type: none"> <li>(福島県自然公園清掃協議会)</li> <li>環境省、福島県、檜枝岐村・南会津町等から自然保護巡視業務を受託し、清掃業務を実施</li> </ul>				NGO/NPO	<ul style="list-style-type: none"> <li>(福島県自然公園清掃協議会)</li> <li>各主体から美化巡視業務を受託し、清掃業務を実施</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>(群馬県尾瀬美化愛護協会)</li> <li>環境省、片品村から美化巡視業務を受託及び群馬県から補助を受け、清掃業務を実施</li> </ul>					NGO/NPO	<ul style="list-style-type: none"> <li>(群馬県尾瀬美化愛護協会)</li> <li>環境省、片品村から美化巡視業務を受託及び群馬県から補助を受け、清掃業務を実施</li> </ul>					
<ul style="list-style-type: none"> <li>(国立公園 田代山・帝釈山保護の会)</li> <li>田代・帝釈山100周年記念大師堂清掃登山実施</li> <li>登山者マナー啓発運動実施</li> </ul>	H23.7.27 H24.9～10月			NGO/NPO	<ul style="list-style-type: none"> <li>(国立公園 田代山・帝釈山保護の会)</li> <li>田代山・帝釈山の美化活動・巡視協力</li> </ul>						
研究者	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然科学的な知見・保全のための対策について助言</li> </ul>										
国民・企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>パークボランティア、尾瀬ボランティア、自然公園指導員、自然保護指導員等による利用者指導の実施</li> </ul>										

課題	必要となる具体的取り組み		これまで(～H27年度まで)の取り組み				概ね今後5年間(～H32年度まで)に取り組んでいく事項			中長期的(概ね10年以内)に取り組む事項	
	短期的(概ね5年以内)に取り組むべき事項	内容	実施主体	具体的な取り組み	実施した時期	既存の協議組織(事務局)	実施主体	具体的な取組	実施する時期		
適正利用の推進	快適利用の促進	特定の季節、特定の入山口に集中する傾向がある利用を分散させ、快適な尾瀬利用を促進する	環境省	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用適正化事業により、平成7年度から利用実態の調査を進めると共に、利用実態をふまえた分散化対策の検討及び実施</li> <li>利用適正化推進事業により、尾瀬ヶ原(山ノ鼻～竜宮間)の利用集中にともなう影響調査を実施</li> <li>利用適正化事業、尾瀬沼V.C.により快適な利用の推進に向けた情報提供を実施</li> <li>利用適正化推進事業により、尾瀬ヶ原・尾瀬沼の利用集中にともなう影響調査を実施</li> <li>登山者カウンターを設置し、尾瀬全体の利用者数をモニタリング</li> <li>低公害車両運行に係るモニタリングを実施</li> </ul>	H7～ H20 ～H27 H20・H21 H1～ H27～	・尾瀬国立公園協議会(環境省)	環境省	<ul style="list-style-type: none"> <li>尾瀬地域全体の利用適正化のため、快適な利用の推進に向けた情報提供を、尾瀬沼VCの運営を通じて実施</li> <li>登山者カウンターを設置し、尾瀬全体の利用者数をモニタリング(H1～)</li> <li>低公害車両運行にかかる評価・検証</li> </ul>	継続実施 継続実施 ～H29	<ul style="list-style-type: none"> <li>■利用促進目標の設定 利用の数値目標を設定する。</li> <li>■中心部の過剰利用解消 尾瀬地域における多様な利用方法を提案し、中心部への利用集中を解消する。</li> <li>■山小屋のあり方の検討 これまで各山小屋は、入山者に対する自然解説、マナー啓発、傷病対応など、適正利用の推進に寄与してきたが、今後も尾瀬の自然環境を維持しつつ利用の分散化を図るなど、適正利用の推進のために実施すべきことを検討する。</li> </ul>	
			その他国	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用適正化事業を環境省から受託し、情報提供による快適な尾瀬利用を促進・誘導</li> </ul>	H8～			<ul style="list-style-type: none"> <li>適正利用を推進するため、情報提供による快適な尾瀬利用を促進・誘導する。</li> </ul>	継続実施		
			尾瀬保護財団	<ul style="list-style-type: none"> <li>快適登山日カレンダーを作成</li> <li>尾瀬学校、その他首都圏の学校の入山予定をHPで掲載</li> <li>各種メディア、イベント等を通じて、快適な尾瀬利用の呼びかけを実施</li> <li>利用者への周知を図るため、交通対策に関するチラシを作成</li> <li>旅行事業者や出版業者等を対象とした尾瀬ガイドズを開催。参加者に実際に尾瀬に来てガイドツアーを体験してもらった現地ガイドズの実施についても実施。</li> </ul>	H8～ H8～H26 (HPリニューアルに伴い廃止) H20～ H8～ H8～ H8～	・尾瀬国立公園協議会(環境省)	尾瀬保護財団	<ul style="list-style-type: none"> <li>シーズン中に毎日更新するブログ「今朝の尾瀬山ノ鼻」内にて、最新の情報と合わせて尾瀬学校の入山予定を掲載する。</li> <li>利用者の情報収集の媒体を考慮して、ブログやメールマガジン等の活用を検討のうえ、幅広い情報発信を進める。</li> <li>「片品村尾瀬交通対策連絡協議会」「福島県尾瀬自動車利用適正化連絡協議会」の依頼を受けて交通対策チラシを配布</li> <li>地元自治体やガイド団体等と協力して、尾瀬の適正な利用について情報発信を進める。</li> <li>利用開散期(6月下旬～7月上旬)・(8月下旬～9月上旬)の魅力を発信</li> </ul>	継続実施 継続実施 継続実施 継続実施 H26～		
			関係県	<ul style="list-style-type: none"> <li>(福島県) 「福島県尾瀬自動車利用適正化連絡協議会」を設置し、交通規制による快適な利用を推進</li> <li>(群馬県) 鳩待峠入山口の極集中の是正や尾瀬の回遊型・滞在型利用を促進するため、「尾瀬らしい自動車利用社会実験」(大清水～ノ瀬間で低公害車各種を実験運行、旧道を整備・開放、東京パワーテクノロジー(株)の協力を得て鳩待峠第1駐車場への車両乗り入れを制限)を実施(H23-25)</li> <li>「尾瀬入山口交通環境整備事業」(大清水～ノ瀬間で低公害車を70日間試験運行(H26)、交通事業者による低公害車両の乗合バス・タクシー運行開始を支援(H27)、旧道を整備・開放(H26-27)、東京パワーテクノロジー(株)が実施する鳩待峠駐車場整備に対して補助(H26-27)、駐車場トイレ整備に対して補助(H27)</li> <li>(新潟県) 新潟県側からの入山を促進するためのPR活動、旅行エージェンシーへの要請活動を実施</li> </ul>	～H27 H23～H27 H25～H26	・尾瀬自動車利用適正化連絡協議会(福島県・檜枝岐村) ・片品村尾瀬交通対策連絡協議会(片品村) ・尾瀬交通システム検討委員会(片品村)	関係県	<ul style="list-style-type: none"> <li>(福島県) 交通規制による快適な利用を推進(「尾瀬自動車利用適正化連絡協議会」)</li> <li>(群馬県) 尾瀬入山口交通環境整備事業:大清水～ノ瀬間の低公害車両乗合バス・タクシーの利用状況の調査、大清水口の魅力発信及び利用分散の啓発パンフレット作成、大清水～ノ瀬・尾瀬沼の登山道整備等</li> <li>(新潟県) 関西でプロモーション活動を実施。県観光協会・大阪観光センター・魚沼市観光協会等と連携し、実施。</li> </ul>	継続実施 H28 H25～		
			関係市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>(檜枝岐村) 「尾瀬自動車利用適正化連絡協議会」を設置し、交通規制による快適な利用を推進</li> <li>(片品村) 「片品村尾瀬交通対策連絡協議会」及び「尾瀬交通システム検討委員会」を設置し、交通規制による入山口の分散化、快適な利用を推進</li> <li>尾瀬交通システム検討会を開催し、群馬県側登山口の利用分散を検討</li> <li>(魚沼市) 新潟県側からの入山を促進するためのPR活動を実施</li> <li>(南会津町) 田代山帝釈山の入山を促進するためのシャトルバス・タクシーの運行</li> <li>田代山頂トイレの管理受託(H25～)</li> </ul>	毎年(6月～10月) 毎年(6月～11月)		関係市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>(檜枝岐村) 「尾瀬自動車利用適正化連絡協議会」を設置し、交通規制による快適な利用を推進</li> <li>(片品村) 「片品村尾瀬交通対策連絡協議会」及び「尾瀬鳩待峠交通システム検討委員会」並びに「尾瀬大清水交通システム検討委員会」を設置し、交通規制による入山口の分散化、快適な利用を推進</li> <li>(魚沼市) 新潟県側からの入山を促進するためPR活動の実施</li> <li>(南会津町) 田代山帝釈山の入山を促進するためのPR活動を実施</li> <li>田代山帝釈山の入山を促進するためのシャトルタクシー運行</li> </ul>	継続実施 継続実施 毎年度 継続実施		
			山小屋等事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>(山小屋) 土日と平日の料金格差の設定により、平日利用の促進のための対策を実施</li> <li>尾瀬交通システム検討会を開催し、群馬県側登山口の利用分散を検討</li> <li>(東京パワーテクノロジー(株)) 駐車場利用の料金格差の設定による、入山口の分散化対策を実施</li> <li>(交通事業者) 乗り入れ規制の遵守</li> </ul>							
			土地所有者	<ul style="list-style-type: none"> <li>(東京電力) 様々な機会や媒体を通して、群馬・福島・新潟の入山口の利用動向を実施</li> </ul>			土地所有者	<ul style="list-style-type: none"> <li>(東京電力) これまでの取り組みを継続実施</li> </ul>	継続実施		
			地域住民								
			公園利用者	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用分散に協力</li> </ul>							
			NGO/NPO								
			研究者	<ul style="list-style-type: none"> <li>ヘルスツーリズムに関する調査研究</li> </ul>							
			国民・企業								



課題	必要となる具体的取り組み		これまで(～H27年度まで)の取り組み				概ね今後5年間(～H32年度まで)に取り組んでいく事項			中長期的(概ね10年以上)に取り組む事項	
	短期的(概ね5年以内)に取り組むべき事項	内容	実施主体	具体的な取り組み	実施した時期	既存の協議組織(事務局)	実施主体	具体的な取組	実施する時期		
適正利用の推進	エリアごとの利用方法の検討	拡張エリアも含めた新しい尾瀬地域においては、積極的に利用するエリア、利用を厳しく制限し生態系を守るエリアなど、自然の状況に応じたエリアごとの利用方法を検討する	環境省	・公園計画における規制計画の設定 ・管理計画の改訂作業 ・利用適正化推進事業により、尾瀬ヶ原・尾瀬沼の利用集中にともなう影響調査を実施 ・利用適正事業により、大清水地区の魅力発掘調査を実施し、大清水地区の新たな利用方法について検討	H20～H24 H20・H21 H21～H23	・尾瀬国立公園協議会(環境省)	環境省	関係者間の合意や社会情勢の変等の必要に応じ、公園計画、管理計画等の見直しを行う	随時	<p>■利用促進目標の設定 利用の数値目標を設定する。</p> <p>■中心部の過剰利用解消 尾瀬地域における多様な利用方法を提案し、中心部への利用集中を解消する。</p> <p>■山小屋のあり方の検討 これまで各山小屋は、入山者に対する自然解説、マナー啓発、傷病対応など、適正利用の推進に寄与してきたが、今後も尾瀬の自然環境を維持しつつ利用の分散化を図るなど、適正利用の推進のために実施すべきことを検討する。</p>	
			その他国	(関東森林管理局) ・森林生態系保護地域内の「保存地区」「保全利用地区」の設定 (農林水産省) ・森林法に基づく保安林の指定							
			尾瀬保護財団	・環境省より、利用適正化推進事業を受託し、尾瀬ヶ原・尾瀬沼の利用集中にともなう影響調査を実施。 ・同事業を受託し、大清水地区の資源調査を実施。その結果について地元関係者への報告会・現地見学会(WS)を開催。大清水地区の魅力を紹介するマップを作成し、配布した ・尾瀬を知るフィールド講座を開催。講義だけではなく、実際に体験してもらうことにより、適正な利用について周知を図った。(H25 尾瀬を知るための現地講座に名称変更)	H20～21 H22～25 H22～	・尾瀬国立公園協議会(環境省)	尾瀬保護財団	・適正な利用推進に向けた取り組みを実施する。 ・尾瀬に興味を持ってもらう内容を検討のうえ、尾瀬の適正な利用方法について周知を図る。	継続実施 継続実施		
			関係県	(群馬県) ・鳥獣保護区の指定(S56～)、再指定(H23) ・第11次鳥獣保護管理事業計画作成(H24) (新潟県・福島県) ・鳥獣保護区特別保護地区の再指定	(福島県) H23	関係県	(群馬県) ・第12次鳥獣保護管理事業計画策定	H29			
			関係市町村	(片品村) ・富士見下～富士見峠間を利用した身障者等限定自然観察会の実施	富士見下～富士見峠間の身体障がい者等の利用のあり方検討委員会	関係市町村	(片品村) ・富士見下～富士見峠間を利用した身障者等限定自然観察会の実施	継続実施予定			
			山小屋等事業者								
			土地所有者	(東京電力・東京パワーテクノロジー(株)尾瀬林業事業所) ・車いすの方も通れるワイド木道の設置		土地所有者	(東京電力・東京パワーテクノロジー(株)尾瀬林業事業所) ・これまでの取り組みを継続実施	継続実施			
			地域住民								
			公園利用者								
			NGO/NPO								
	研究者										
	国民・企業										
	尾瀬入山までのアプローチの検討	尾瀬の適正利用を推進するために望ましい交通体系・アプローチを検討する	環境省	・利用適正化事業として、望ましい交通体系やアプローチ方法についての検討 ・尾瀬国立公園協議会で、当該項目の取組方針を作成 ・「尾瀬国立公園快適利用の促進(利用分散等)に関する小委員会」の設置 ・交通体系に関する調査の実施	H19 H21 H21 H22～H24	・尾瀬国立公園協議会(環境省)					
			その他国								
			尾瀬保護財団	・環境省より利用適正化事業を受託し、望ましい交通体系やアプローチ方法について、アンケート調査や関係者へのヒヤリングを実施。その他、尾瀬ヶ原・尾瀬沼の利用集中にともなう影響調査も実施(H20～H21)。	H20～H21	・尾瀬国立公園協議会(環境省)					
			関係県	(福島県) ・「福島県尾瀬自動車利用適正化連絡協議会」を設置し、望ましい交通体系を検討 (群馬県) ・鳩待峠入口の一種集中の是正や尾瀬の回遊型・滞在型利用を促進するため、「尾瀬らしい自動車利用社会実験」(大清水～ノ瀬間で低公害車各種を実験運行、旧道を整備・開放、東京パワーテクノロジー(株)の協力を得て鳩待峠第1駐車場への車両乗り入れを制限)を実施(H23-25) ・「尾瀬入山交通環境整備事業」(大清水～ノ瀬間で低公害車を70日間試験運行(H26)、交通事業者による低公害車両の乗合バス・タクシー運行開始を支援(H27)、旧道を整備・開放(H26-27)、東京パワーテクノロジー(株)が実施する鳩待峠駐車場整備に対して補助(H26-27)、駐車場トイレ整備に対して補助(H27))	～H27 H23～H27	・福島県尾瀬自動車利用適正化連絡協議会(檜枝岐村)	(福島県) ・「福島県尾瀬自動車利用適正化連絡協議会」において、望ましい交通体系を検討	継続実施			
			関係県	(新潟県) ・「湯ノ谷温泉郷・尾瀬ルート活性化委員会」に参画し、「魚沼から行く尾瀬ルート」の利用拡大を推進。 ・道路改良等を通じた利便性の向上、新潟・福島豪雨による被災施設の早期復旧などに取り組む。(H23～)			(新潟県) ・これまでの取り組みを継続する。	継続実施			
			関係県	(県警) ・マイカー規制協議会の方針に基づき、道路交通法に基づく交通規制を実施 (道路管理者) ・マイカー規制協議会の方針に基づき、道路管理を実施							

課題	必要となる具体的取り組み		これまで(～H27年度まで)の取り組み				概ね今後5年間(～H32年度まで)に取り組んでいく事項			中長期的(概ね10年以内)に取り組む事項			
	短期的(概ね5年以内)に取り組むべき事項	内容	実施主体	具体的な取り組み	実施した時期	既存の協議組織(事務局)	実施主体	具体的な取組	実施する時期				
適正利用の推進	尾瀬入山までのアプローチの検討	尾瀬の適正利用を推進するために望ましい交通体系・アプローチを検討する	関係市町村	(檜枝岐村) ・「福島県尾瀬自動車利用適正化連絡協議会」を設置し、望ましい交通体系を検討		・片品村尾瀬交通対策連絡協議会(片品村) ・尾瀬交通システム検討会(片品村) ・尾瀬ルート活性化委員会(魚沼市)	関係市町村	(檜枝岐村) ・「福島県尾瀬自動車利用適正化連絡協議会」を設置し、望ましい交通体系を検討	継続実施	■利用促進目標の設定 利用の数値目標を設定する。  ■中心部の過剰利用解消 尾瀬地域における多様な利用方法を提案し、中心部への利用集中を解消する。  ■山小屋のあり方の検討 これまで各山小屋は、入山者に対する自然解説、マナー啓発、傷病対応など、適正利用の推進に寄与してきたが、今後も尾瀬の自然環境を維持しつつ利用の分散化を図るなど、適正利用の推進のために実施すべきことを検討する。			
				(片品村) ・「尾瀬交通システム検討会」を設置し、群馬県側登山口の利用分散を検討				(片品村) ・「尾瀬鳩待峠交通システム検討会」及び「尾瀬大清水交通システム検討委員会」を設置し、群馬県側登山口の利用分散を検討 ・大清水～ノ瀬間の低公害車両営業運行の実施					
				・大清水口、富士見下口、鳩待峠口の分岐点(戸倉地内)に駐車場を設置。駐車台数289台 H19年度より供用開始。				(魚沼市) ・「尾瀬ルート活性化委員会」で利用の少ない奥只見ルートの利用を推進	継続実施				
				(魚沼市観光協会) ・奥只見郷ネイチャーガイドによる尾瀬・奥只見ルートの利用促進				(南会津町) ・猿倉登山口までのシャトルバス・タクシーの運行	継続実施				
				(南会津町) ・猿倉登山口までのシャトルバス・タクシーの運行	毎年(6月～10月)			(南会津町) ・猿倉登山口までのシャトルタクシーの運行					
			山小屋等事業者	(会津バス) ・利用者の少ない奥只見ルートのバス運行			土地所有者	(東京電力・東京パワーテクノロジー(株)尾瀬林業事業所) ・鳩待峠第二駐車場拡張工事、有料トイレの設置(平成28年供用開始)					
				(尾瀬林業) ・鳩待峠～大清水間の送迎バスを運行				(東京電力・東京パワーテクノロジー(株)尾瀬林業事業所) ・鳩待峠第二駐車場拡張工事、有料トイレの設置(平成28年供用開始)					
				(関越交通) ・利用者の少ない富士見下口へのバス運行				(東京電力・東京パワーテクノロジー(株)尾瀬林業事業所) ・鳩待峠第二駐車場拡張工事、有料トイレの設置(平成28年供用開始)					
			土地所有者	(奥只見観光)・・・新潟県 ・奥只見ルート活性化のための早朝便の運航			地域住民	(東京電力・東京パワーテクノロジー(株)尾瀬林業事業所) ・適正な入山口のあり方に向けて、鳩待峠第一駐車場廃止、鳩待峠第二駐車場拡幅工事の協力・実施	H25年度下期～		地域住民	(魚沼市) ・地元から見た望ましい、交通体系、アプローチについて検討	毎年度
				(魚沼市) ・地元から見た望ましい交通体系、アプローチについて検討				(魚沼市) ・地元から見た望ましい、交通体系、アプローチについて検討					
	公園利用者	・シャトルバス等の利用											
	NGO/NPO												
	研究者												
	国民・企業												
	現在の対策の効果検証	現在実施されている適正利用推進のための施策の効果を検証する。	環境省				環境省	・交通体系に関する調査の実施	H25				
			その他国										
			尾瀬保護財団										
			関係県										
			関係市町村	(南会津町) ・入山者カウンターによる入山者総数の把握・関係機関との連絡調整	毎年(6月～10月)	関係市町村	(南会津町) ・入山者カウンターによる入山者総数の把握・関係機関との連絡調整	継続実施					
山小屋等事業者													
土地所有者													
地域住民													
公園利用者													
NGO/NPO													
研究者													
国民・企業													

課題	必要となる具体的取り組み		これまで(～H27年度まで)の取り組み				概ね今後5年間(～H32年度まで)に取り組んでいく事項			中長期的(概ね10年以内)に取り組む事項	
	短期的(概ね5年以内)に取り組むべき事項	内容	実施主体	具体的な取り組み	実施した時期	既存の協議組織(事務局)	実施主体	具体的な取組	実施する時期		
施設整備	ビジターセンターのあり方の検討	ビジターセンターの設置場所、展示内容、スタッフ等、その機能が最も効果的に発揮されるビジターセンターのあり方について検討する。	環境省	・尾瀬沼VCの効果的な活用方法について検討 ・利用情報提供施設の配置に関する調査検討を実施 ・利用情報提供施設基本計画策定調査を実施して、VCの現状評価と今後のあり方の検討を実施(H17) ・尾瀬沼集団施設地区再整備について検討	～H24 H18 H17 H25～H27		環境省	・尾瀬地域全体の各種課題に対応するため、尾瀬沼VCを効果的に活用する方法を検討 ・尾瀬沼集団施設地区再整備を実施	随時 H28～	<p>■環境に調和した施設整備のあり方の検討 木道や観察テラスなど、環境特性に適合した施設整備のあり方について検討する。</p> <p>■環境配慮や適正利用に役立つ最新技術導入の検討 環境配慮や適正利用に役立つ最新技術を尾瀬での施設整備にいかに入していかについて検討する。</p>	
			その他国								
			尾瀬保護財団	・環境省・群馬県より尾瀬沼・山の鼻VC運営業務を受託し、工夫を凝らした展示や企画、管理運営を実施(尾瀬沼VCはH8～H25、H27) ・尾瀬内での自然・利用情報の提供施設として、効果的な情報提供を実施	H8～ H8～	尾瀬保護財団	・VC運営業務を受託したうえで、工夫を凝らした展示や企画、管理運営を継続実施 ・尾瀬内での自然・利用情報の提供施設として、効果的な情報提供を継続実施	継続実施(予定) 継続実施			
			関係県	(群馬県) ・山の鼻ビジターセンター横に、屋外環境学習用デッキを整備(H23) ・山の鼻ビジターセンターの、展示内容(剥製等)を更新(H24)	～H24	群馬県	(群馬県) ・山の鼻ビジターセンターの展示内容を検討し、更新・充実	継続実施			
			関係市町村	(片品村) 尾瀬ふらり館開館(H21年4月)		関係市町村	(檜枝岐村) ・尾瀬ブナの森ミュージアムを運営				
			山小屋等事業者	(尾瀬沼地区運営協議会) ・尾瀬沼VCの運営をサポートしながら、サービスメニューの検討を実施 (尾瀬見晴地区運営協議会) ・見晴休憩所の運営をサポートしながら、サービスメニューの検討を実施 (東京パワーテクノロジー(株)) ・大清水休憩所内に展示スペースを設置							
			土地所有者	(東京電力・東京パワーテクノロジー(株)尾瀬林業事業所) ・尾瀬ふらり館の運営協力 ・尾瀬戸倉教室に「尾瀬ネイチャーセンター」新名称設定、建物に看板、横断幕設置		土地所有者	(東京電力・東京パワーテクノロジー(株)尾瀬林業事業所) ・これまでの取り組みを継続実施	継続実施			
			地域住民								
			公園利用者								
			NGO/NPO								
	研究者										
	国民・企業										
	サイン計画	新しい国立公園にふさわしいサイン計画を実施する。	環境省	・尾瀬内の誘導標識について仕様標準化の検討会を開催 ・見晴園地再整備計画「標識及びトイレの改善計画」を作成 ・利用適正化事業で、尾瀬国立公園内のサイン統一化や効果的な活用方法を検討	H21,H22 H22 H22	・国立公園施設の仕様標準化検討会(環境省)	環境省	・必要に応じ、直轄区間の標識を整備 ・適正利用促進に向けた情報発信の検討(サイン計画など)	随時 H28～		
			その他国								
			尾瀬保護財団	・環境省より、利用適正化推進事業を受託し、既存標識やパンフレット類の効果的な活用方法を検討(H22)	H22						
			関係県	(群馬県) ・仕様標準化を踏まえるとともに、統一ロゴマークを配置した総合案内標識等を整備(H20) (新潟県) ・新潟県側ルート(国道352号)に「尾瀬〇〇km」の道標及び案内標識の設置	H20						
			関係市町村	(南会津町) ・関係機関と国・県・町道等への尾瀬国立公園表示協議		関係市町村					
			山小屋等事業者								
土地所有者											
地域住民											
公園利用者											
NGO/NPO											
研究者											
国民・企業											

課題	必要となる具体的取り組み		これまで(～H27年度まで)の取り組み				概ね今後5年間(～H32年度まで)に取り組んでいく事項			中長期的(概ね10年以内)に取り組む事項		
	短期的(概ね5年以内)に取り組むべき事項	内容	実施主体	具体的な取り組み	実施した時期	既存の協議組織(事務局)	実施主体	具体的な取組	実施する時期			
施設整備	入山口の整備	鳩待峠など尾瀬の主要な入山口について、国立公園の玄関にふさわしいものに整備するため、車道、駐車場、ビジターセンター等のあり方を検討する	環境省	・尾瀬国立公園の公園計画を策定 ・鳩待峠駐車場を公園事業に決定。	H19 H26		環境省	公園計画を運用し事業決定等を行う。	適時	<p>■環境に調和した施設整備のあり方の検討 木道や観察テラスなど、環境特性に適合した施設整備のあり方について検討する。</p> <p>■環境配慮や適正利用に役立つ最新技術導入の検討 環境配慮や適正利用に役立つ最新技術を尾瀬での施設整備にいかに入念していかについて検討する。</p>		
			その他国									
			尾瀬保護財団	・環境省より利用適正化事業を受託し、望ましい交通体系やアプローチ方法について、アンケート調査や関係者へのヒアリングを実施(H19)	H19							
			関係県	(福島県) ・福島県尾瀬自動車利用適正化連絡協議会を開催し、沼山口、御池口のあり方について検討	～H19 H18	・福島県尾瀬自動車利用適正化連絡協議会(会長:福島県南会津地方振興局長 事務局:檜枝岐村)  ・必要に応じて沼山口、御池口のあり方について検討(福島県尾瀬自動車利用適正化連絡協議会)	関係県	(福島県) ・必要に応じて沼山口、御池口のあり方について検討(福島県尾瀬自動車利用適正化連絡協議会)	適時			
				(群馬県) ・鳩待峠入山口の極集中の是正や尾瀬の回遊型・滞在型利用を促進するため、「尾瀬らしい自動車利用社会実験」(大清水～ノ瀬間で低公害車各種を実験運行、旧道を整備・開放、東京パワーテクノロジー(株)の協力を得て鳩待峠第1駐車場への車両乗り入れを制限)を実施(H23-25) ・「尾瀬入山口交通環境整備事業」(大清水～ノ瀬間で低公害車を70日間試験運行(H26)、交通事業者による低公害車両の乗合バス・タクシー運行開始を支援(H27)、旧道を整備・開放(H26-27)、東京パワーテクノロジー(株)が実施する鳩待峠駐車場整備に対して補助(H26-27)、駐車場トイレ整備に対して補助(H27))	H23～H27			(群馬県) ・尾瀬入山口交通環境整備事業:大清水～ノ瀬間の低公害車両乗合バス・タクシーの利用状況の調査、大清水口の魅力発信及び利用分散の啓発パンフレット作成、大清水～ノ瀬～尾瀬沼の登山道整備等	H28			
				(新潟県) ・新尾瀬口船着場にバス駐車場(2台分)を設置(H24) ・魚沼から行く尾瀬ルート(国道352号)の「洗い越し」の解消(H22、H24)	H24 H22、24							
			関係市町村	(檜枝岐村) ・「福島県尾瀬自動車利用適正化連絡協議会」を設置し、沼山口、御池口のあり方について検討を実施		・尾瀬池地区の安全と賢明な利用のための検討会(檜枝岐村) ・片品村尾瀬交通対策連絡協議会(片品村) ・尾瀬交通システム検討委員会(片品村) ・尾瀬ルート活性化委員会(魚沼市)	関係市町村	(檜枝岐村) ・「福島県尾瀬自動車利用適正化連絡協議会」を設置し、沼山口、御池口のあり方について検討を実施	継続実施			
				・尾瀬池地区の安全と賢明な利用のための検討会を設置し、御池地区の利用のあり方について検討を実施				(片品村) ・「片品村尾瀬交通対策連絡協議会」及び「尾瀬交通システム検討委員会」を設置し、入山口のあり方について検討を実施(片品村)			・「片品村尾瀬交通対策連絡協議会」及び「尾瀬鳩待峠交通システム検討委員会」並びに「尾瀬大清水システム検討委員会」を設置し、入山口のあり方について検討を実施	
				・片品村戸倉地内に駐車場設置 A=8,000㎡、駐車台数289台、待合所70㎡				・片品村尾瀬交通対策連絡協議会(片品村)				
				(南会津町) ・町協議会において田代山・帝釈山を対象とした『環境学習施設』と、猿倉登山口の駐車場等整備方針を検討し、具体化する。(H20～)				・尾瀬交通システム検討委員会(片品村)				
				(魚沼市) ・地元から見た望ましい交通体系、アプローチについて検討				・尾瀬ルート活性化委員会(魚沼市)			(魚沼市) ・新潟県から入る魚沼ルートの交通体系、アプローチについて検討	
				・小沢平登山口へのバイオトイレの設置							・遊覧船運航に伴う連絡路の安全対策を行う	
			山小屋等事業者									
			土地所有者	(東京電力・東京パワーテクノロジー(株)尾瀬林業事業所) ・適正な入山口のあり方に向けて、鳩待峠第一駐車場廃止、鳩待峠第二駐車場拡幅工事の協力・実施 ・鳩待峠入山口にFSC国際森林認証の看板を設置(木道の一部にFSC森林認証材を使用) ・リーフレット「入山にあたって」の配布	H25年度下期～		土地所有者	(東京電力・東京パワーテクノロジー(株)尾瀬林業事業所) ・鳩待峠第二駐車場拡幅工事、有料トイレの設置(平成28年供用開始) ・これまでの取り組みを継続実施	継続実施			
地域住民	(片品村) ・片品村戸倉区 駐車場管理運営(H19より供用開始) (尾瀬ルート活性化委員会) ・小沢平入口の駐車場、一部登山口の整備		尾瀬ルート活性化委員会	地域住民	(尾瀬ルート活性化委員会) ・小沢平入口駐車場、一部登山口の整備	毎年度						
公園利用者												
NGO/NPO												
研究者												
国民・企業												

課題	必要となる具体的取り組み		これまで(～H27年度まで)の取り組み				概ね今後5年間(～H32年度まで)に取り組んでいく事項			中長期的(概ね10年以内)に取り組む事項
	短期的(概ね5年以内)に取り組むべき事項	内容	実施主体	具体的な取り組み	実施した時期	既存の協議組織(事務局)	実施主体	具体的な取組	実施する時期	
環境教育とエコツーリズムの推進	未来を担う子供達の受け入れ	未来を担う子供たちの環境教育が更に尾瀬で行われるよう積極的に働きかけていく	環境省	・省庁連携体験活動ネットワーク推進プロジェクトへの協力(H19)	H19					
			その他国	(森林管理署) ・省庁連携体験活動ネットワーク推進プロジェクトへの参加(H19) ・地元小学校の尾瀬学習への協力(～H24) ・地元高校への森林教室として、環境省、町等と連携し、田代山登山、歩道修繕作業を実施 ・地元高校への森林教室として、環境省、町等と調整し、尾瀬沼歩道修繕作業を実施	H19 ～H24 H25 H26					
			尾瀬保護財団	(文化庁) ・省庁連携体験活動ネットワーク推進プロジェクトの尾瀬保護財団への委託(H19) ・子どもを対象とした体験学習について積極的に協力、実施 ・学校等へ講師を派遣し、尾瀬に関する講演の実施 ・省庁連携体験活動ネットワーク推進プロジェクトの尾瀬をフィールドにしたプログラム実施 ・群馬県からの委託により、山の鼻VCに環境教育推進員を配置し、環境学習プログラムの策定等を実施(H19～20) ・群馬県からの委託により、山の鼻VCに環境学習指導員を配置し、親子連れ等を対象に環境学習ミニガイドツアーを実施(H20～) ・群馬県が実施する尾瀬学校のガイドに「尾瀬自然解説ガイド」(尾瀬ボランティア母体)を派遣(H20～) ・尾瀬の隠された魅力、新たな利用方法を利用者に発見してもらうために、「尾瀬を知る」フィールド講座を開催(H22～)、「尾瀬を知るための現地講座」として実施(H25～)	H19～H20  H20～  H20～  H22～		尾瀬保護財団	・現地における団体レクチャーの実施。 ・学校等へ講師を派遣し、尾瀬に関する講演の実施  ・尾瀬子どもサミットに解説リーダーを派遣  ・地元団体と協力しながら、地域力の育成を推進	継続実施 継続実施  継続実施 継続実施予定	
			関係県	(福島県) ・ふくしま子ども自然環境学習推進事業を実施 ・尾瀬子どもサミットの開催 ・環境教育指導者育成のための研修会を尾瀬で開催 ・ちびっ子自然保護レンジャー活動を尾瀬で開催  (群馬県) ・群馬県内の小中学生が1度は尾瀬を訪れ、ガイドを伴った環境学習を行う「尾瀬学校」を実施(H20～) ・尾瀬子どもサミットの開催(H6～) ・子ども向け冊子「尾瀬ミニブック」を作成・配布(H8～) ・移動尾瀬自然教室の開催(H12～) ・尾瀬保護財団への委託により山の鼻VCに環境教育推進員を配置し、環境学習プログラムの策定等を実施 ・尾瀬保護財団への委託により山の鼻VCに環境学習指導員を配置し、親子連れ等を対象とした環境学習ミニガイドツアーを実施(H20～)	H23～27 ～H27 H20～22 H22  H20～27  ～H27 ～H27 ～H27  H19～20 ～H27	・尾瀬環境学種推進協議会(檜枝岐村)	関係県	(福島県) ・ふくしま子ども自然環境学習推進事業を実施 ・尾瀬子どもサミットの開催 ・「おいでよ! 南会津。」自然環境学びの首都づくり事業を実施  (群馬県) ・群馬県内の小中学生が1度は尾瀬を訪れ、ガイドを伴った環境学習を行う「尾瀬学校」を実施。 ・尾瀬子どもサミットの開催 ・子ども向け冊子「尾瀬ミニブック」を作成・配布 ・移動尾瀬自然教室の開催  ・尾瀬保護財団への委託により山の鼻VCに環境学習指導員を配置し、親子連れ等を対象とした環境学習ミニガイドツアーを実施	継続実施 継続実施 H26～H28  継続実施 継続実施 継続実施 継続実施	
			関係市町村	(新潟県) ・尾瀬子どもサミットの開催 ・「魚沼から行く尾瀬」環境学習プログラムを作成(H21)。教育関係者対象研修ツアーを実施(H22)。「魚沼から行く尾瀬」環境学習プログラムパイロット事業を実施し、県内小学校(6校、373名)が尾瀬での自然体験学習を行う(H23)。「魚沼から行く尾瀬」環境推進事業を実施し、県内の小学校(4校、299名)が尾瀬での自然体験学習を行う(H24)。  (片品村) 片品村内・小中学生の尾瀬学習実施  (魚沼市) ・市内小学5年生全員が尾瀬学習実施 ・魚沼市(旧湯之谷村)と古くから交流のある文京区の全小学校(20校)の6年生が尾瀬環境学習を実施(H25～)  (南会津町) ・子ども達の環境学習と地域間・世代間交流を基本とした受け入れを具体化する(H20～) ・町内小学3・4年生の田代山登山の実施 ・田代山環境ミーティング  (檜枝岐村) ・全国の小・中学生及び公民館行事等で子どもたちが尾瀬環境学習事業の実施について推進・支援			関係市町村	(片品村) 片品村内・小中学生の尾瀬学習実施  (魚沼市) ・市内全校小学5年生を対象に尾瀬環境学習実施 ・東京都文京区全校6年生を対象に尾瀬環境学習実施 ・新潟県内、小学生の尾瀬学習実施  (南会津町) ・町内小・中学生、親子等の田代山帝釈山登山の実施		
			山小屋等事業者	(東京パワーテクノロジー(株)) ・山小屋での自然解説の実施						
			土地所有者	(東京電力・東京パワーテクノロジー(株)尾瀬林業事業所) ・現地での自然解説、学校等への出前授業を実施 ・グリーンボランティア(ゴミ拾い)を実施 ・「森のともだち」(図書)を発行  (三井物産) ・H20 東京都千代田区の小学生の森林環境プログラムを実施 ・H21 親子向け森林環境プログラムを実施 ・H24 南会津みどりの東北元気キャンプ(2泊3日、田代山登山を含む)を2回開催 ・H25 南会津みどりの東北元気キャンプ(2泊3日、田代山登山を含む)を1回開催 ・環境出前授業にて田代山林を紹介。	H20～21  H24～25 H24～26		土地所有者	(東京電力・東京パワーテクノロジー(株)尾瀬林業事業所) ・これまでの取り組みを継続実施  (三井物産)  ・環境出前授業にて、継続して田代山林を紹介	継続実施  継続実施	
			地域住民						ガイド協会	
			公園利用者							
			NGO/NPO							
研究者										
国民・企業	(星組) 尾瀬子どもサミットへの協力									

■尾瀬で学ぶ機会の創出  
子どもだけでなく、あらゆる世代が、尾瀬をフィールドとして環境について学ぶ機会を積極的に創出する。

■地域の持続的振興  
地域の持続的振興を図るため、周辺地域の多様な資源を活用したエコツーリズムを実施する。

課題	必要となる具体的取り組み		これまで(～H27年度まで)の取り組み				概ね今後5年間(～H32年度まで)に取り組んでいく事項			中長期的(概ね10年以上)に取り組む事項
	短期的(概ね5年以内)に取り組むべき事項	内容	実施主体	具体的な取り組み	実施した時期	既存の協議組織(事務局)	実施主体	具体的な取組	実施する時期	
環境教育とエコツーリズムの推進	ガイドの資格認定(登録)制度の創設	優れた資質を持ったガイドを養成するため、ガイドの資格認定(登録)制度を創設し、尾瀬での環境教育やエコツーリズムが効果的に行われるような体制を整備する。	環境省							
			尾瀬保護財団	・認定ガイド研究会を開催、認定ガイドについて検討(H19まで) ・入山マナーの向上、質の高い自然体験等を提供するため、尾瀬認定ガイド協議会を設立。(H20.5)事務局運営を受託。平成21年度から尾瀬自然ガイドを認定。平成22年度からは尾瀬登山ガイドを認定			・尾瀬ガイド協会(事務局運営受託)	尾瀬保護財団	・尾瀬ガイド協会から事務局運営業務を受託。尾瀬自然ガイド及び登山ガイド試験、更新講習等、エコツーリズム推進のためのガイド利用のPRを実施する。	継続実施予定
			関係県	(福島県) 尾瀬ガイド協会に参加し、運営に協力。	～H27		関係県	(福島県) 尾瀬ガイド協会に参加し、運営に協力。	継続実施	
			関係市町村	(魚沼市・片品村・檜枝岐村・南会津町) 尾瀬ガイド協会に参加し、運営に協力。			関係市町村	(南会津町) 尾瀬ガイド協会との連携強化、地元ガイドの育成促進。		
			山小屋等事業者							
			土地所有者							
			地域住民	(尾瀬ガイド協会) 入山マナーの向上、質の高い自然体験等を提供するため、尾瀬認定ガイド協議会を設立。平成21年度から尾瀬自然ガイド、H22年度から登山ガイドを認定			・尾瀬ガイド協会			
			NGO/NPO							
			研究者							
			国民・企業							
環境教育とエコツーリズムの推進	ガイド利用の促進	ガイド付きのエコツアーの実施を促進するなどして、ガイドにより自然体験の質が高まることを積極的にPRする	環境省	・尾瀬沼VC、見晴休憩所等の施設の一定の利用を供与 ・利用適正化事業により、旅行者に対し、ガイド利用の促進の働きかけを実施(H20)。 ・会津駒ヶ岳・田代山・帝釈山地域景観保全管理方針の検討の中で、ガイドの活用・求められる役割・育成などについて整理。	適時 H20 H20		環境省	・尾瀬沼VC、見晴休憩所等の施設の一定の利用を供与	適時	
			尾瀬保護財団	・ガイド利用の魅力、有用性と利用啓発のため、尾瀬自然解説ガイド活動を実施 ・ガイド技術の向上を図るため、技術研修会を実施 ・ガイドネットワークに属しているガイド団体間の情報共有、及び技術向上を図る ・HPや出版物を通じて、ガイド利用のメリットをPR ・尾瀬ガイドサングラス(現地・東京会場等)を開催し、旅行会社等にガイド付きエコツアーなどの魅力についてPR		・尾瀬ガイドネットワーク(H15～23) ・尾瀬ガイド協会(H20～)	尾瀬保護財団	・ガイド利用の魅力、有用性と利用啓発のため、尾瀬自然解説ガイド活動を実施(活動の活性化を図る) ・尾瀬認定ガイド制度の普及、充実を図る。 ・地元自治体やガイド団体等と協力のうえ、ガイドサングラスを開催して、尾瀬の適正な利用について情報発信を進める。	継続実施 継続実施 継続実施	
			関係県	(福島県) ・尾瀬において尾瀬認定ガイドを活用した質の高い環境学習を行う県内の小中学生に対し助成を行う「ふくしま子ども自然環境学習推進事業」を行い、生物多様性の重要性や自然との共生に対する意識の醸成を図った。 ・ちびっこ自然保護レンジャー事業で、尾瀬認定ガイドを活用。 (群馬県) ・群馬県内の小中学生が1度は尾瀬を訪れ、ガイドを伴った環境学習を行う「尾瀬学校」を実施(H20～) ・山の鼻ビジターセンター等施設の利用を供与 ・尾瀬エコツーリズム推進連絡会議を開催し、関係者による情報交換を行った(H18～19)	H23～27 H22 H20～H27 適時 H18～H19	・尾瀬環境学習推進協議会(檜枝岐村) ・尾瀬エコツーリズム推進連絡会議(H18～19)	関係県	(福島県) ・尾瀬において尾瀬認定ガイドを活用した質の高い環境学習を行う県内の小中学生に対し助成を行う「ふくしま子ども自然環境学習推進事業」を行い、生物多様性の重要性や自然との共生に対する意識の醸成を図っていく。 ・「おいでよ!南会津。自然環境学びの首都づくり事業を実施」 (群馬県) ・群馬県内の小中学生が1度は尾瀬を訪れ、ガイドを伴った環境学習を行う「尾瀬学校」を実施 ・山の鼻ビジターセンター等施設の利用を供与	継続実施 H26～H28 継続実施 適時	
			関係市町村	(南会津町) ・地元ガイドの育成・発掘(H20～) (片品村) ・ガイド協会の支援継続			関係市町村	(南会津町) ・尾瀬ガイド・地元ガイドの啓発・活用促進 (檜枝岐村) ・尾瀬ガイド・地元ガイドの啓発・活用促進		
			山小屋等事業者							
			土地所有者	(東京電力・東京パワーテクノロジー(株)尾瀬林業事業所) ・東京電力環境保全スタッフによるガイド活動を実施			土地所有者	(東京電力・東京パワーテクノロジー(株)尾瀬林業事業所) ・これまでの取り組みを継続実施		
			地域住民	(ガイド団体等) 入山マナーの向上、質の高い自然体験等を提供するため、尾瀬認定ガイド協議会を設立。(H20.5)平成21年度から尾瀬自然ガイドを認定			・尾瀬ガイド協会			
			NGO/NPO							
			研究者							
			国民・企業	(ガイド事業者) ・ガイド活動を実施						

■尾瀬で学ぶ機会の創出  
子どもだけでなく、あらゆる世代が、尾瀬をフィールドとして環境について学ぶ機会を積極的に創出する。

■地域の持続的振興  
地域の持続的振興を図るため、周辺地域の多様な資源を活用したエコツーリズムを実施する。

課題	必要となる具体的取り組み		これまで(～H27年度まで)の取り組み				概ね今後5年間(～H32年度まで)に取り組んでいく事項			中長期的(概ね10年以内)に取り組む事項
	短期的(概ね5年以内)に取り組むべき事項	内容	実施主体	具体的な取り組み	実施した時期	既存の協議組織(事務局)	実施主体	具体的な取組	実施する時期	
関係者間の役割分担	役割分担の合意形成	国・自治体・NPO・関係団体等との新たな役割分担について合意形成を行う	環境省	・「参加型管理運営体制構築に関するモデル事業(H19～H21)」として、「尾瀬国立公園協議会」を設置	H19	・尾瀬国立公園協議会(環境省)	環境省	・尾瀬国立公園協議会の運営を継続	継続実施	■施設の効率的な整備・管理方法の検討 木道などの施設に関し、尾瀬内での効率的な整備・管理の方法について、関係者間で検討する。
			その他国							
			尾瀬保護財団	・環境省より「尾瀬国立公園協議会」の運営を受託し、関係者の役割分担について検討。 ・「尾瀬国立公園関係者連絡会議」を設置し、関係者の取り組みを共有化(休止中)	H22～26	・尾瀬国立公園協議会(環境省) ・尾瀬国立公園関係者連絡会議(尾瀬保護財団)	尾瀬保護財団	・関係者間の役割分担の調整を図る。	継続実施	
			関係県	(福島県) ・「尾瀬国立公園福島県地域協議会」を設置し、関係者の取り組み情報を共有化(H23/2/8休止)	H20～22	・尾瀬国立公園福島県地域協議会(福島県)				
				(群馬県) ・片品村、東京電力(株)、尾瀬山小屋組合、(公財)尾瀬保護財団とともに「群馬県尾瀬地域生物多様性協議会」を設置し、関係者と連携・協力してシカの個体数調整を実施	H25～27	・群馬県尾瀬地域生物多様性協議会		(群馬県) ・片品村、東京電力(株)、尾瀬山小屋組合、(公財)尾瀬保護財団とともに「群馬県尾瀬シカ対策協議会」(仮称)を設置し、関係者と連携・協力してシカの個体数調整を実施	H28～	
			関係市町村	(南会津町) ・地域住民・山林所有者・隣接自治体等を含めた町協議会を設立し、財団や尾瀬国立公園協議会等組織との情報伝達を密にする。(H20～)						
			山小屋等事業者							
			土地所有者							
			地域住民							
	NGO/NPO									
	研究者									
	国民・企業									
	地域との協働体制の構築	地域の積極的な参加を促し、地域との協働体制を構築する	環境省	・「参加型管理運営体制構築に関するモデル事業(H19～H21)」として、「尾瀬国立公園協議会」を設置	H19	・尾瀬国立公園協議会(環境省)	環境省	・尾瀬国立公園協議会の運営を継続		
			その他国							
			尾瀬保護財団	・環境省より「尾瀬国立公園協議会」の運営を受託し、地域との協働体制の構築について検討中 ・「尾瀬国立公園関係者連絡会議」を設置し、関係者の取り組みを共有化(休止中)	H22～26	・尾瀬国立公園協議会(環境省) ・尾瀬国立公園関係者連絡会議(尾瀬保護財団)	尾瀬保護財団	地域との協働体制の構築についての調整を図る。	継続実施	
			関係県	(福島県) ・ふくしま子ども自然環境学習推進事業を、地元関係者による協議会(尾瀬環境学習推進協議会:県、地元町村、観光協会、ガイド協会)で実施	H23～H27	・尾瀬環境学習推進協議会(檜枝岐村)	関係県	(福島県) ・子ども自然環境学習推進事業を、地元関係者による協議会(尾瀬環境学習推進協議会:県、地元町村、観光協会、ガイド協会)で実施	継続実施	
				(群馬県) ・片品村、東京電力(株)、尾瀬山小屋組合、(公財)尾瀬保護財団とともに「群馬県尾瀬地域生物多様性協議会」を設置し、関係者と連携・協力してシカの個体数調整を実施	H25～27	・群馬県尾瀬地域生物多様性協議会		(群馬県) ・片品村、東京電力(株)、尾瀬山小屋組合、(公財)尾瀬保護財団とともに「群馬県尾瀬シカ対策協議会」(仮称)を設置し、関係者と連携・協力してシカの個体数調整を実施	H28～	
			関係市町村	(檜枝岐村) ・尾瀬の清掃活動に対し、観光事業者からの出資を要請			関係市町村			
(片品村) ・尾瀬における事業において婦人会等を活用						(片品村) ・尾瀬における事業において婦人会等を活用		継続実施		
(南会津町) ・ボランティア活動等に対し、地元各組織への確かな情報を発信し積極的な参画を要請する。(H20～)										
山小屋等事業者			(東京パワーテクノロジー(株)) ・片品村戸倉区との協働を図る							
土地所有者										
地域住民										
NGO/NPO										
研究者										
国民・企業										

課題	必要となる具体的取り組み		これまで(～H27年度まで)の取り組み				概ね今後5年間(～H32年度まで)に取り組んでいく事項			中長期的(概ね10年以内)に取り組む事項
	短期的(概ね5年以内)に取り組むべき事項	内容	実施主体	具体的な取り組み	実施した時期	既存の協議組織(事務局)	実施主体	具体的な取組	実施する時期	
関係者間の総合調整	情報共有と意見交換の推進	関係者が公園管理の課題について情報を共有し、意見交換・総合調整する場を設定する。	環境省	・「参加型管理運営体制構築に関するモデル事業(H19～H21)」として、「尾瀬国立公園協議会」を設置	H19		環境省	・尾瀬国立公園協議会の運営を継続	継続実施	
			その他国							
			尾瀬保護財団	・「尾瀬国立公園関係者連絡会議」を設置し、担当者レベルで意見交換等を実施 ・環境省より「尾瀬国立公園協議会」の運営を受託し、情報共有・意見交換・総合調整を実施	H22～26		尾瀬保護財団	・尾瀬サミットを開催し、各主体のトップレベルの意見交換等を実施。 ・情報共有・意見交換・総合調整を図る。	継続実施 継続実施	
			関係県							
			関係市町村							
			山小屋等事業者							
			土地所有者							
			地域住民							
			NGO/NPO							
			研究者							
			国民・企業							

課題	必要となる具体的取り組み		これまで(～H27年度まで)の取り組み				概ね今後5年間(～H32年度まで)に取り組んでいく事項			中長期的(概ね10年以内)に取り組む事項
	短期的(概ね5年以内)に取り組むべき事項	内容	実施主体	具体的な取り組み	実施した時期	既存の協議組織(事務局)	実施主体	具体的な取組	実施する時期	
安全対策	傷病・遭難対策の体制整備	地域内に医療機関がないこと、地域内に車輛の乗り入れができないこと、中高年の利用が多いことなど、尾瀬地域が持つ特殊性を考慮し、地域ごとにまちまちなっている傷病・遭難対策の体制を統一的に整備するとともに、関係者や利用者に周知する	環境省	・防災ヘリ等の着陸が可能な管理ヤード等の設置・管理 ・ドクターヘリが尾瀬沼へ着陸可能条件の整備(H21)	H21見晴地区 H16尾瀬沼地区 H21		環境省	・防災ヘリ等の着陸が可能な管理ヤード等の設置・管理 ・ドクターヘリが尾瀬沼へ着陸可能条件の整備	継続実施 継続実施	■医療体制の検討 安心・安全に尾瀬を利用できるようにするため、尾瀬での救助体制のあり方について検討する。
			尾瀬保護財団	・ビジターセンター職員の遭難救助への協力 ・平成8年～主にビジターセンターが関わった傷病事故の統計を作成・公表 ・山ノ鼻地区の傷病事故体制整理に協力	H8～ H8～ H8～		尾瀬保護財団	・ビジターセンター職員の遭難救助への協力 ・平成8年～主にビジターセンターが関わった傷病事故の統計を作成・公表 ・山ノ鼻地区の傷病事故体制整理に協力	継続実施 継続実施 継続実施	
関係県			(福島県) ・ドクターヘリの運航 (群馬県) ・片品村遭難対策救助隊に残雪期赤布設置及びロープ張りを委託 ・片品村、利根沼田広域消防、尾瀬保護財団、山小屋等と連携し、山ノ鼻地区傷病対応体制を確認	～H27 ～H27		関係県	(福島県) ・ドクターヘリの運航 (群馬県) ・片品村遭難対策救助隊に残雪期赤布設置及びロープ張りを委託 ・片品村、利根沼田広域消防、尾瀬保護財団、山小屋等と連携し、傷病対応	継続実施 継続実施		
関係市町村			(檜枝岐村) ・檜枝岐村遭難対策救助隊を組織 (片品村) ・片品村遭難対策救助隊を組織 ・登山届け管理 ・至山山残雪期誘導柵の設置、管理 ・各ルートの赤布設置 ・ニゴリ沢刈払い ・群馬県警・広域消防との連携		・檜枝岐村遭難対策救助隊(檜枝岐村) ・片品村遭難対策救助隊(片品村)	関係市町村	(檜枝岐村) ・檜枝岐村遭難対策救助隊による遭難等の防止対策を行う。	継続実施		
山小屋等事業者			(山小屋事業者) ・遭難救助への協力							
土地所有者										
地域住民			(檜枝岐村民・片品村民) ・遭難対策救助隊を編成、遭難予防対策及び遭難救助の実施							
公園利用者										
NGO/NPO										
研究者										
国民・企業										
危険箇所の補修・点検	上記のような特殊性を持つ尾瀬での事故を未然に防止するため、老朽化して滑りやすくなった木道等の点検・補修、枯損木の処理等の適切な対応を実施する	環境省	・グリーンワーカー事業により登山道の巡視及び軽微な管理業務を実施 ・職員による巡視による歩道管理・木道等補修の実施	～H24 ～H24		環境省(施設管理者)	・直轄歩道の巡視及び適切な管理を実施			
		尾瀬保護財団	・群馬県から歩道の簡易的な補修を受託 ・職員の巡視による危険箇所の把握及び管理者への伝達	H8～ H8～		尾瀬保護財団	・群馬県から歩道の簡易的な補修を受託 ・職員の巡視による危険箇所の把握及び管理者への伝達及び注意喚起看板の設置	継続実施 継続実施		
		関係県	(福島県) ・福島県自然公園清掃協議会へ負担金を支出し、登山道の巡視及び軽微な管理業務を実施 ・関係機関の職員(環境省、県、檜枝岐村、林野庁等)による登山道の点検と危険箇所、修繕等必要箇所の確認作業の実施(檜枝岐村の提案) (群馬県) ・山の鼻VC管理業務の一環として、群馬県管理歩道の簡易補修を尾瀬保護財団に委託 ・尾瀬沼周辺の群馬県管理歩道について、危険箇所の点検、木道補修及び支障木の処理等の応急措置を東京パワーテクノロジー(株)に委託 ・関係者と連携して、危険木の調査及び処理を実施	～H27 H23、24、25、27 H8～ H16～ H19～		関係県(施設管理者)	(福島県) ・福島県自然公園清掃協議会へ負担金を支出し、登山道の巡視及び軽微な管理業務を実施 ・関係機関の職員(環境省、県、檜枝岐村、林野庁等)による登山道の点検と危険箇所、修繕等必要箇所の確認作業の実施 (群馬県) ・山の鼻VC管理委託として、群馬県施行歩道の簡易補修を尾瀬保護財団に委託 ・尾瀬沼周辺の群馬県管理歩道について、危険箇所の点検、木道補修及び支障木の処理等の応急措置を委託 ・関係者と連携して、危険木の調査及び処理を実施	継続実施 継続実施 継続実施 継続実施 継続実施		
		関係市町村	(檜枝岐村) ・施行箇所を管理 ・福島県自然公園清掃協議会尾瀬支部を運営し、登山道の巡視及び軽微な管理業務を実施 (片品村) ・群馬県尾瀬美化愛護協会を運営し、登山道の巡視及び軽微な管理業務を実施 ・片品村遭難対策救助隊の業務継続 (南会津町) ・頻度の高い巡視活動を実施し、環境省等の指導の下、対応する			関係市町村	(檜枝岐村) ・檜枝岐村遭難対策救助隊による遭難等の防止対策を行う。 (南会津町) ・頻度高い巡視活動の点検実施、環境省連携による補修対応			
		山小屋等事業者				山小屋等事業者				
		土地所有者	(東京電力・東京パワーテクノロジー(株)尾瀬林業事業所) ・木道上の危険箇所等の点検・補修、枯損枝・枯損木の現状把握、処理			土地所有者(施設管理者)	(東京電力・東京パワーテクノロジー(株)尾瀬林業事業所) ・これまでの取り組みを継続実施	継続実施		
		地域住民								
		公園利用者								
		NGO/NPO								
		研究者								
国民・企業										

課題	必要となる具体的取り組み		これまで(～H27年度まで)の取り組み				概ね今後5年間(～H32年度まで)に取り組んでいく事項			中長期的(概ね10年以内)に取り組む事項
	短期的(概ね5年以内)に取り組むべき事項	内容	実施主体	具体的な取り組み	実施した時期	既存の協議組織(事務局)	実施主体	具体的な取組	実施する時期	
企業・団体や国民一般からのサポート体制	サポートを受ける仕組みづくり	尾瀬に対する様々なサポートを広く企業・団体や国民一般に呼びかけるための仕組みをつくる	環境省	・「参加型管理運営体制構築に関するモデル事業(H19～H21)」として、「尾瀬国立公園協議会」を設置	H19	・尾瀬国立公園協議会(環境省)				
			その他国							
			尾瀬保護財団	・企業等を訪問し、財団運営へのサポートを呼びかける ・HP、出版物等で財団への寄付を呼びかける ・「尾瀬フォーラムの開催」(H11～22)「NHKわたしの尾瀬写真展」の継続開催 ・シカ対策に使途を限った特定寄付の設置	H19～ H19～ H11～ H25～	・尾瀬国立公園協議会(環境省)	尾瀬保護財団	・寄付者への特典充実を図る。企業等訪問・HP・出版物等を通じて寄付を広く呼びかける。 ・財団HPへの掲載のほか、イベント等により寄付を呼びかける。 ・「NHKわたしの尾瀬」写真展にて、財団の活動状況を説明する機会を設け、来場者に友の会への加入及び寄付を呼びかける。	継続実施 継続実施 継続実施	
			関係県	(福島県) ・県HP及び文書で尾瀬保護財団への寄付を呼びかけ	H24		関係県	(福島県) ・県HP及び文書で尾瀬保護財団への寄付を呼びかけ	要請に応じ継続対応	
				(群馬県) ・県HPや文書、県記者クラブ及び関連イベント等を通して、尾瀬保護財団への寄付や友の会入会を広く呼びかけ	随時	(群馬県) ・県HPや文書、県記者クラブ及び関連イベント等を通して、尾瀬保護財団への寄付や友の会入会を広く呼びかけ		継続実施		
			関係市町村					(新潟県) ・県HPで尾瀬保護財団への寄付を呼びかけ、県記者クラブへの棚入れ	要請に応じ継続対応	
			山小屋等事業者	(東京パワーテクノロジー(株)) ・グリーンボランティアなどの催行(平成23年度から中止)						
			土地所有者	(東京電力) ・グリーンボランティアなどの催行(平成23年度から中止)						
			地域住民							
			公園利用者							
	NGO/NPO									
	研究者									
	国民・企業									
	サポート側と地域との交流の場の設定	サポートを定着させ、さらにその輪を広げていくため、サポート側と地域との交流を図る機会を設ける	環境省	・「参加型管理運営体制構築に関するモデル事業(H19～H21)」として、「尾瀬国立公園協議会」を設置(H19～)	H19	・尾瀬国立公園協議会(環境省)				
			その他国							
			尾瀬保護財団	・環境省より、「尾瀬国立公園協議会」の運営を受託し、サポーターと地域との交流について検討。 ・尾瀬の魅力を広くPRするため、「尾瀬フォーラム」を開催。また、一般から募集した尾瀬の風景等の写真を紹介する「わたしの尾瀬写真展」を各地で開催(NHK共催) ・サポート側企業へ尾瀬に関心を持ってもらうための事業を実施	H22～26 H11～	・尾瀬国立公園協議会(環境省)	尾瀬保護財団	・サポーターと地域との交流について検討する。 ・「NHKわたしの尾瀬フォトコンテスト」を活用して、応募者や来場者との交流を図る。 ・サポート側企業のニーズを汲み取り、現地での活動(団体レクチャー・ボランティア活動等)を計画のうえ実施する。	継続実施 継続実施 継続実施	
			関係市町村	(南会津町) ・町開催事業の情報提供、参加協力要請 ・土地所有者事業との連携			関係市町村	(南会津町) ・町開催事業の情報提供、参加協力要請 ・土地所有者・NPO 団体等計画事業の地元団体等との共同開催		
			山小屋等事業者	(東京パワーテクノロジー(株)) ・グリーンボランティアなどの催行(平成23年度から中止)						
			土地所有者	(東京電力・東京パワーテクノロジー(株)尾瀬林業事業所) ・関係市町村等との連携			土地所有者	(東京電力・東京パワーテクノロジー(株)尾瀬林業事業所) ・これまで取り組みを継続実施	継続実施	
			地域住民							
公園利用者										
NGO/NPO										
研究者										
国民・企業										

課題	必要となる具体的取り組み		これまで(～H27年度まで)の取り組み				概ね今後5年間(～H32年度まで)に取り組んでいく事項			中長期的(概ね10年以内)に取り組む事項		
	短期的(概ね5年以内)に取り組むべき事項	内容	実施主体	具体的な取り組み	実施した時期	既存の協議組織(事務局)	実施主体	具体的な取組	実施する時期			
人材育成	尾瀬を取り巻く課題に対応できる人材を財団内に育成する。	環境省										
		その他国										
		尾瀬保護財団	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財団メンバー職員3名</li> <li>・嘱託2名</li> <li>・群馬県派遣職員3名</li> <li>・福島県派遣職員1名</li> <li>・東京パワーテクノロジー派遣職員1名</li> </ul>	～H27		尾瀬保護財団(理事・評議員)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員1名を派遣</li> </ul>	職員研修体制の充実を図る	継続実施			
		関係県	<ul style="list-style-type: none"> <li>(福島県)</li> <li>・職員1名派遣</li> <li>(群馬県)</li> <li>・職員1名を財団職員として兼務させるとともに、職員を3名派遣</li> </ul>	～H27 H7～H27		関係県	<ul style="list-style-type: none"> <li>(福島県)</li> <li>・職員1名を派遣</li> <li>(群馬県)</li> <li>・職員を財団職員として兼務させる。また、職員数名を派遣する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>継続実施</li> <li>継続実施</li> </ul>				
		関係市町村										
		山小屋等事業者										
		土地所有者	<ul style="list-style-type: none"> <li>(東京パワーテクノロジー(株)尾瀬林業事業所)</li> <li>・職員を1名派遣</li> </ul>									
		地域住民										
		公園利用者	友の会への入会									
		NGO/NPO										
		研究者										
		国民・企業	友の会への入会									
		尾瀬保護財団の充実	財団に対する支援組織である「友の会」や尾瀬ボランティアの活動の充実を図る	環境省								
				その他国								
尾瀬保護財団	<ul style="list-style-type: none"> <li>・HPから「友の会」入会申込書のダウンロードに対応</li> <li>・「友の会」会員へのメールマガジン</li> <li>・尾瀬ボランティア会員数 297人(H28.1現在)</li> <li>・「友の会」会員期間について、年度制(4/1～3/31)から年間制(加入又は更新から1年間)への変更を行い、加入促進を図っている(H21～)</li> <li>・会員期間更新時期の集約化(H26)</li> <li>・制度を一部変更。(加入・更新時期を年4回とする。(H26))</li> </ul>			H21～		尾瀬保護財団(理事・評議員)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・尾瀬ボランティアの活動の活性化を図る</li> <li>・会員への特典の充実を図り、新規会員の加入促進を図る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>継続実施</li> <li>継続実施</li> </ul>				
関係県	<ul style="list-style-type: none"> <li>(福島県)</li> <li>友の会に関するPR、広報</li> <li>(群馬県)</li> <li>友の会に関するPR、広報(県HP・報道提供等)</li> <li>(新潟県)</li> <li>友の会に関するPR、広報</li> </ul>			～H27		関係県	<ul style="list-style-type: none"> <li>(群馬県)</li> <li>友の会に関するPR、広報(県HP・報道提供等)</li> </ul>	継続実施				
関係市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>(片品村・南会津町)</li> <li>友の会制度啓発への協力</li> </ul>					関係市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>(南会津町)</li> <li>・友の会制度資料等掲示、啓発事業協力</li> </ul>					
山小屋等事業者	友の会制度への協力					山小屋等事業者	友の会制度への協力					
土地所有者												
地域住民												
公園利用者	友の会への入会											
NGO/NPO												
研究者												
国民・企業	友の会への入会											

尾瀬国立公園及びその周辺地域に係る事案を協議、調整する協議会・会議等 (H28.3.9現在)

会議名	事業主体・費用の出所	連絡先	代表者	構成員	活動及び協議調整内容	今までの成果
尾瀬国立公園協議会	環境省	事務局 関東地方環境事務所 さいたま市中央区新都心11-2 18階 TEL 048-600-0816 FAX 027-600-0517	委員長 群馬県立女子大学名誉教授 斉藤 晋	環境省、関東森林管理局、福島県、栃木県、新潟県、群馬県、檜枝岐村、南会津町、日光市、片品村、魚沼市、尾瀬保護財団、三井物産、東京電力、東京パワーテクノロジー(株)、観光協会、山小屋組合、尾瀬保護指導員福島県連絡協議会、野鳥の会栃木県支部、片品ガイド協会、新潟県自然観察指導員の会、日本自然保護協会、自然公園財団(28団体)	・年1~2回開催 ・H18に策定された「尾瀬ビジョン」に沿って、尾瀬の諸課題への対応を検討 ・H19環境省策定の「国立・国定公園の指定及び管理運営に関する提言」に沿って、多様な参画による国立公園の運営体制構築を目指していく	・尾瀬ビジョンの各項目の進捗状況の把握、本協議会が中心となって議論を進める項目の選定等を行った。
尾瀬国立公園快適利用の促進(利用分散等)に関する小委員会	環境省	事務局 関東地方環境事務所 さいたま市中央区新都心11-2 18階 TEL 048-600-0816 FAX 027-600-0517		環境省、福島県、群馬県、新潟県、檜枝岐村、片品村、尾瀬保護財団、日本自然保護協会、東京電力、東京パワーテクノロジー(株)、山小屋組合、戸倉区(区長、尾瀬対策委員長)(13名)	・適宜開催 ・当面、尾瀬の多様な魅力を楽しむ利用を促進するための各種方策について、情報共有と議論を行う。	・尾瀬の多様な魅力を楽しむ利用の促進に向けた目標と課題及び対策を整理した。
福島県尾瀬保護指導委員会	福島県	福島県生活環境部自然保護課 福島市杉妻町2-16 TEL024-521-7251 FAX024-521-7928	会長 公益財団法人ふくしまフォレスト・エコ・ライフ財団理事長 木村吉幸	公益財団法人ふくしまフォレスト・エコ・ライフ財団理事長・木村吉幸、元東北大学助手・内藤俊彦、元県立川口高校校長・神谷仁、国立研究開発法人国立環境研究所室長・野原精一、福島大学教授・木村勝彦、県立大沼高校教諭・菅原宏理、福島大学教授・黒沢高秀(7名)	・年1~2回開催 ・尾瀬の保護増殖に関する基本的事項、荒廃湿原における植生復元の技術に関すること、その他保護増殖に関することについて検討し、指導を行う	・昭和44年度から調査研究の成果を報告書にまとめ発行している。
尾瀬保護専門委員会	群馬県	群馬県尾瀬保全推進室 前橋市大手町1-1-1 TEL027-226-2881 FAX027-220-4421	会長 群馬県立女子大学名誉教授 齋藤 晋	県立高校教諭、その他研究者(11名)	・年1回程度開催。 ・尾瀬の貴重な自然環境の保護及び回復のため、指導助言、調査研究を行う。	・昭和52年度から毎年度、調査研究の成果を報告書にまとめ発行している。
尾瀬国立公園シカ対策協議会	環境省	事務局 環境省片品自然保護官事務所 片品村大字鎌田3885-1 TEL 0278-58-9145 FAX:0278-58-9150	議長 関東地方環境事務所長	環境省、関東森林管理局、福島県、群馬県、新潟県、栃木県、南会津町、檜枝岐村、片品村、魚沼市、東京電力、山小屋組合、尾瀬保護財団(16名)	・年1回開催 ・尾瀬におけるニホンジカによる植生攪乱等の問題に関し、特に行政が主体となって実施している対策について情報共有を行う	・平成12年度より年1回開催しており、各機関の対策について情報交換及び連携調整を図っている。 ・平成20年度に新たな「尾瀬国立公園シカ管理方針」を策定
尾瀬国立公園シカ対策アドバイザー会議	環境省	事務局 環境省片品自然保護官事務所 片品村大字鎌田3885-1 TEL 0278-58-9145 FAX:0278-58-9150	議長 関東地方環境事務所長	福島大学名誉教授・木村吉幸、尾瀬保護専門員宇都宮大学名誉教授・谷本丈夫、宇都宮大学教授・小金澤正昭、自然環境研究センター研究主幹・常田邦彦、尾瀬保護指導委員・内藤俊彦、日本自然保護協会・辻村千尋、羽澄俊裕(7名)	・年1回開催 ・尾瀬におけるニホンジカによる植生攪乱等の問題に関し特に科学的知見から、各種データを元に実効的な対策を検討する	・平成12年度より年1回開催しており、尾瀬シカ関係のモニタリング結果や対策の状況等についての意見交換や今後の対策実施に向けた検討を行っている。
群馬県尾瀬地域生物多様性協議会	群馬県 国交付金 構成員からの負担金又は補助金	事務局 群馬県自然環境課 前橋市大手町1-1-1 TEL027-226-2881 FAX027-220-4421	会長 松下 克(群馬県自然環境課長)	群馬県、片品村、東京電力(株)、尾瀬山小屋組合、(公財)尾瀬保護財団	尾瀬におけるニホンジカの個体数調整	27年度捕獲実績 62頭(暫定値。捕獲継続中)
南会津尾瀬ニホンジカ対策協議会	福島県 国交付金 構成員からの負担金又は補助金	事務局 福島県南会津地方振興局県民環境部南会津郡南会津町田島字根小屋甲4277-1 TEL 0241-62-2061 FAX 0241-62-5209	会長 福島県 南会津地方振興局県民環境部長	福島県、檜枝岐村、南会津町、(社)福島県猟友会 南会津支部檜枝岐分会、尾瀬檜枝岐温泉観光協会、(公財)尾瀬保護財団、尾瀬山小屋組合	・有害(予察)捕獲の実施 ・湿原植生の保護	・尾瀬国立公園の周辺地域における有害捕獲等の実施 ・大江湿原におけるニッコウキスゲ食害防止対策(夜間見回り)の実施

尾瀬国立公園及びその周辺地域に関する事案を協議、調整する協議会・会議等 (H28.3.9現在)

会議名	事業主体・費用の出所	連絡先	代表者	構成員	活動及び協議調整内容	今までの成果
尾瀬国立公園ツキノワグマ対策協議会	尾瀬保護財団	事務局 (公財)尾瀬保護財団 前橋市大手町1-1-1 TEL 027-220-4431 FAX 027-220-4421		環境省、福島県、群馬県、新潟県、魚沼市、檜枝岐村、片品村、東京電力、東京パワーテクノロジー(株)、尾瀬山小屋組合、各猟友会、対策員、財団(23名)	・適宜開催 ・ツキノワグマ出没対応マニュアルの運用・改訂 ・ツキノワグマ対策員の任命	・前身の尾瀬国立公園ツキノワグマ対策会議でツキノワグマ保護管理マニュアルを作成
山ノ鼻地区ツキノワグマ対策連絡会議	尾瀬保護財団	事務局 (公財)尾瀬保護財団 前橋市大手町1-1-1 TEL 027-220-4431 FAX 027-220-4421		環境省、群馬県、片品村、東京電力、東京パワーテクノロジー(株)、尾瀬山小屋組合、尾瀬ロッジ、山の鼻小屋、財団(9名)	・適宜開催 ・山の鼻地区でのツキノワグマ対策の検討・実施	・頻繁に出没した学習放獣R106への対応を検討し、ハイカーの安全を図った
ヨシッ堀田代地区ツキノワグマ対策連絡会議	尾瀬保護財団	事務局 (公財)尾瀬保護財団 前橋市大手町1-1-1 TEL 027-220-4431 FAX 027-220-4421		環境省、林野庁、群馬県、新潟県、魚沼市、片品村、東京電力、東京パワーテクノロジー(株)、尾瀬山小屋組合、各猟友会、財団(11名)	・適宜開催 ・ヨシッ堀田代地区でのツキノワグマ対策の検討・実施	・頻繁に出没した学習放獣R106への対応を検討し、ハイカーの安全を図った。
特殊植物等保全事業検討委員会	環境省	事務局 環境省檜枝岐自然保護官事務所 檜枝岐村字下ノ原867-1 TEL:0241-75-7301 FAX:0241-75-7302	委員長 樫村利道	検討委員 学識経験者6名 土木系技師1名 尾瀬関係者 檜枝岐自然保護官	・人為等により荒廃した湿原植生を回復させることを目的とした特殊植物等保全事業について、事業結果をモニタリング評価しながら、適切な施行方法について検討し、効果的な施行方法等について事業実施者へ助言を行う。	・植生復元のため、熊沢田代で採取した種子の播種を実施。播種した種子が土壌に定着するなどの成果が見られる。
至仏山保全対策会議	尾瀬保護財団	事務局 (公財)尾瀬保護財団 前橋市大手町1-1-1 TEL 027-220-4431 FAX 027-220-4421	委員長 横浜国大院 教授 加藤峰夫	環境省、群馬県、片品村、みなかみ町、東京電力、東京パワーテクノロジー(株)、戸倉区、遭難救助隊、日本自然保護協会、山小屋組合、ガイド協会、財団(16名)	・「至仏山保全基本計画」を実施に移すための検討会議。	・植生保護、登山者の安全のため、残雪期の登山道閉鎖、東面登山道の上り専用化などを実現。
至仏山環境調査専門委員会	尾瀬保護財団	事務局 (公財)尾瀬保護財団 前橋市大手町1-1-1 TEL 027-220-4431 FAX 027-220-4421	委員長 東京学芸大学 教授 小泉武栄	学識経験者、環境省、群馬県、東京電力、日本自然保護協会(9名)	・H21.7~H26.11に開催 ・「至仏山保全基本計画」で登山道の付け替えが検討されている区間を対象に、現登山道の継続利用と迂回ルート候補地の環境負荷に関する科学的調査を企画・実施し、登山道のあり方について総合的な評価を行う。	現地調査や検討会議を経て、「尾瀬国立公園 至仏山登山道迂回案の妥当性検討報告書」として成果をまとめた。
福島県尾瀬自動車利用適正化連絡協議会	檜枝岐村	事務局 檜枝岐村総務課 檜枝岐村字下ノ原880 TEL 0241-75-2500 FAX 0241-75-2460	会長福島県南 会津地方振興 局長	環境省、会津森林管理署南会津支署、福島県、新潟県、檜枝岐村、魚沼市、会津乗合、檜枝岐村旅館組合、檜枝岐村民宿組合、山小屋組合、財団、南会津ハイヤー営業会、檜枝岐村商工会(16名)	・福島県側における自動車の適正利用について、関係者間で連絡調整を行い規制内容等を決定 ・平成20年度以降は、平成19年度と同様の交通システムを継続、状況変化等がない限り、開催なし	・平成19年、御池にバスターミナルが設置され、全面交通規制に、交通システムが大幅に変更されたが、特に混乱も無く、利用されている。
片品村尾瀬交通対策連絡協議会	片品村、みなかみ町、交通事業者、財団、戸倉区、P&C尾瀬	片品村役場 片品村鎌田3967-3 TEL 0278-58-2112 FAX 0278-58-2110	会長 片品村長 千明 金造	片品村、みなかみ町、東京パワーテクノロジー(株)、環境省、関東運輸局、群馬県、財団、沼田土木事務所、沼田警察署、尾瀬保護協会、片品村交通指導隊、地元村議会議員、戸倉区長、尾瀬対策委員長、戸倉旅館組合長、P&C尾瀬、JR沼田駅長、関越交通、エコトランスファー組合(24名)	・年2回開催。 ・システム検討委員会必要に応じて開催。 ・尾瀬国立公園の自然環境を保全し利用の快適性と安全確保を図るため、自動車による利用と適正化を達成することを目的とする。	・混雑時における津奈木-鳩待峠間マイカー規制を行い、路上駐車を無くし、利用者の安全と併せて環境保護のため乗合バスなどの運行により、排出ガスの削減もやっている。 また、 <b>入山口の利用分散対策等</b> について、協議している。

## 尾瀬国立公園及びその周辺地域に関する事案を協議、調整する協議会・会議等 (H28.3.9現在)

会議名	事業主体・費用の出所	連絡先	代表者	構成員	活動及び協議調整内容	今までの成果
尾瀬ルート活性化委員会	会員負担金、 県補助金基金、 市補助金	魚沼市商工観光課観光振興室 魚沼市大沢213-1 TEL025-792-9754 FAX025-793-1016	会長 星 雅彦	奥只見旅館飲食店組合、銀山平キャンプ場組合、栃尾又温泉旅館組合、大湯温泉旅館組合、折立地区温泉組合、おりたて振興組合、魚沼市、新潟県魚沼地域振興局、魚沼市観光協会、NPO魚沼交流ネットワーク(約30名)	・委員会を適宜開催。 ・月1回程度の全体会、月2回程度の部会別会議。 ・5部会(PR・景観、交流、再発見、食彩、広報)を設置。 ・「魚沼から行く尾瀬」を基幹戦略として活性化対策を検討し、尾瀬ルートについて広く情報発信を実施。	・道路標識の整備 ・ビューポイントの検討。 ・尾瀬マップの充実。 ・ネイチャーガイドの充実。 ・小沢平の整備 ・郷土食を取り入れた「尾瀬弁当」の開発、販売。 ・魚沼から行く尾瀬1000人の児童絵画展の開催。 ・魚沼市や尾瀬に関する問題集を作成し、魚沼検定・尾瀬検定を実施。
奥只見・尾瀬ルート懇談会	魚沼市観光協会	魚沼市観光協会 魚沼市吉田1144 TEL 025-792-7300 FAX 025-792-7200	観光協会長 三友泰彦	新潟県、JR、関係交通機関、地区旅館組合、魚沼市、観光協会 (20名)	・年2回程度開催 ・関係機関で情報の交換・次年度の対応について協議検討する。	・バス早朝便の増、夜行を小出駅に臨時停車し、タクシーでつなぐなど奥只見からの新ルートを開拓した。
尾瀬ガイド協会	認定ガイド年会費等で自主運営	受託先 事務局 (公財)尾瀬保護財団 前橋市大手町1-1-1 TEL 027-220-4431 FAX 027-220-4421	会長 平野志津夫	3県、1市1町2村、観光協会、ガイド団体、財団(19名)	・尾瀬の環境教育とエコツーリズム推進のための事業運営 ・尾瀬認定ガイドについての事業運営。	・21年度から尾瀬自然ガイド認定を開始。 ・22年度から尾瀬登山ガイド認定を開始。
尾瀬国立公園関係者連絡会議	尾瀬保護財団	(公財)尾瀬保護財団 前橋市大手町1-1-1 TEL 027-220-4431 FAX 027-220-4421	(尾瀬保護財団)	環境省、会津森林管理署南会津支署、3県、1市1町2村、東京電力、東京パワーテクノロジー(株)、山小屋組合、財団(13名)	・尾瀬関係者が情報を共有し、緊密な連携の下で公園事業等の円滑な推進を図るため開催。(休止中)	・尾瀬における様々な課題について、意見交換を実施。
片品村遭難対策救助隊	片品村	片品村役場 片品村鎌田3967-3 TEL 0278-58-2112 FAX 0278-58-2110	隊長 片品村長 千明 金造	隊長1名・顧問1名 尾瀬・白根・武尊班各5名	・年2回開催。 ・役員会を必要に応じて開催。 ・片品村区域内及び関係区域に発生する遭難の防止及び救助を目的とする。	・道標付け、登山道の整備を行うほか、遭難捜索・救助などで貢献している。
檜枝岐村遭難対策救助隊	檜枝岐村	檜枝岐村総務課 檜枝岐村字下ノ原880 TEL 0241-75-2500 FAX 0241-75-2460	隊長 檜枝岐村消防団長 星 清夫	猟友会(7名) 檜枝岐村消防団(4名) ガイド団体(2名) 山小屋関係者(4名) 檜枝岐村役場(2名)	・救助活動、捜索活動 ・年1回役員会開催 ・登山道危険箇所チェック ・冬山入山注意喚起・啓発	・主要登山道の巡視 ・救助・搬送活動 ・行方不明者の捜索
尾瀬沼地区運営協議会	檜枝岐村、尾瀬沼地区山小屋、トイレ協力金、キャンプ場収入等	事務局 環境省 檜枝岐自然保護官 檜枝岐村下ノ原867-1 TEL 0241-75-7301 FAX 0241-75-7302	会長 檜枝岐村長 星 光祥	環境省、福島県、檜枝岐村、東京パワーテクノロジー(株)尾瀬林業事業所、(有)長蔵小屋、檜枝岐村尾瀬沼ヒュッテ、東京パワーテクノロジー(株)尾瀬林業事業所尾瀬沼山荘(7名)	・尾瀬沼地区を中心とした自然環境の保全と快適かつ適正な国立公園利用を推進する。	・トイレや排水を中心とした汚物・汚水処理を効率的に行い快適な公園利用に役立っている。
尾瀬温泉地区運営協議会	檜枝岐村、温泉地区山小屋、トイレ協力金等	檜枝岐村企画観光課 檜枝岐村字下ノ原880 TEL 0241-75-2503 FAX 0241-75-2460	会長 檜枝岐村長 星 光祥	福島県、檜枝岐村、東京パワーテクノロジー(株)尾瀬林業事業所、(有)温泉小屋、尾瀬ヶ原温泉休憩所、環境省(6名)	・定期総会、年1回。臨時総会を必要に応じて行う。 ・温泉地区の公衆トイレの管理運営	・多くの登山客が公衆トイレを利用しているが、定期的に清掃し、清潔に保たれている。

## 尾瀬国立公園及びその周辺地域に関する事案を協議、調整する協議会・会議等 (H28.3.9現在)

会議名	事業主体・費用の出所	連絡先	代表者	構成員	活動及び協議調整内容	今までの成果
尾瀬見晴地区運営協議会	檜枝岐村、見晴地区山小屋、トイレ協力金 キャンプ場収入等	事務局 環境省 檜枝岐自然保護官 檜枝岐村下ノ原867-1 TEL 0241-75-7301 FAX 0241-75-7302	会長 檜枝岐村長 星 光祥	環境省、福島県、檜枝岐村、(有)長蔵小屋、(有)尾瀬小屋、(有)原の小屋、(有)燧小屋、(有)檜枝岐小屋、(有)弥四郎小屋(9名)	・定期総会を年1回開催。必要に応じて臨時総会を開催 ・見晴地区を中心とした自然環境の保全と快適かつ適正な国立公園利用を推進する	・トイレや排水を中心とした汚物・汚水処理を効率的に行い快適な公園利用に役立っている。
尾瀬美化愛護協会	片品村、群馬県、環境省、7 協会員	片品村役場 片品村鎌田3967-3 TEL 0278-58-2112 FAX 0278-58-2110	会長 片品村長 千明 金造	片品村、東京パワーテクノロジー(株)尾瀬林業事業所、群馬県側の各山小屋(11名)	・年1回開催。・役員会を必要に応じて開催。・尾瀬の自然を保護すると共にその美化を図ることを目的とする。	・ゴミ持帰りPR・入山者指導。・各コースの歩道木道の巡視点検。・清掃活動。・山荘周辺の環境整備
尾瀬保護協会	山小屋組合、 片品村	事務局 東京パワーテクノロジー(株)尾瀬林業事業所 片品村戸倉761 TEL 0278-58-7312 FAX 0278-58-7636	会長 関根 進	群馬県側の各山小屋 (7名)	・尾瀬の自然環境保全に力をつくすことを第一義とし、併せて尾瀬探勝者に自然との共生について理解と協力を求めていくことを目的とする	・山小屋関係者が入下山時にごみ拾いなどを定期的に行い、環境整備時の一助を担っている。
片品村戸倉区	戸倉区	(1年任期のため毎年変わります)	代表 戸倉区長	戸倉区役員 (15名程度)	・随時 ・戸倉区独自の「快適利用の推進」「尾瀬入山までのアプローチの検討」として富士見口、大清水口の利用推進案を検討	・現在、尾瀬交通対策連絡協議会へ提出する案を作成。
富士見下～富士見峠間の身体障害者等の利用のあり方検討委員会	片品村	片品村役場 片品村鎌田3967-3 TEL 0278-58-2112 FAX 0278-58-2110	会長 関根 進 (尾瀬山小屋組合)	18団体代表者	尾瀬ビジョンの基本理念に沿い、身障者等にも尾瀬の壮大な自然を堪能してもらう事を目的とし、調査・検討を行う。	H23年度から利用開始し、全ての参加者(身障者等)から「満足」のいく内容との声をいただいた。一方、木道の幅、傾斜の問題等身障者等に配慮した整備を望む声も出た。
田代山帝釈山管理検討会	南会津町	南会津町環境水道課 田島字後原甲3531-1 TEL 0241-62-6140 FAX 0241-62-1288	委員長 福島大学名誉教授 櫻村利道	有識者、山林所有者、地元団体、環境省、福島県、栃木県、檜枝岐村、南会津町、日光市(19名)	・適宜開催	・「田代山帝釈山管理方針」を策定。
「魚沼から行く尾瀬」環境学習推進協議会	魚沼市、(一社)魚沼市観光協会、新潟県魚沼地域振興局	(一社)魚沼市観光協会 魚沼市吉田1144 TEL 025-792-7300 FAX 025-792-7200	魚沼市商工観光課長 大淵好文	新潟県(魚沼地域振興局)、魚沼市、(一社)魚沼市観光協会	・尾瀬環境学習プログラムを活用して小中学校の自然体験学習の活動支援 ・交流人口拡大による地域の活性化に資することを目的とする。	ガイドバンクを設立したことにより、体験学習に必要なガイドを派遣し、環境学習の充実に寄与している。

## 第4次尾瀬総合学術調査の検討状況について

### 1. 経緯

尾瀬総合学術調査については、H26年度の尾瀬サミットで話題提供され、尾瀬賞運営委員会等で検討を重ね、H27年度には「尾瀬総合学術調査検討委員会」を立ち上げ具体的な検討を行っているところである。

### 2. 目的と意義

第3次の尾瀬総合学術調査が実施されて以降20年以上が経過しており、その変化、特に地球温暖化にともなうと考えられるH23年の福島・新潟豪雨による尾瀬ヶ原の冠水の影響、ニホンジカによる生態系への影響などを早急に調査する必要がある。

第4次の総合学術調査は、こうした生態系への様々な影響を学術的にとらえ、現在の課題解決に役立てるばかりでなく、次の世代にすばらしい尾瀬の自然環境を引き継ぐための礎とするものである。

### 3. 調査概要

実施方法としては、「気候変動及び広域環境変化が尾瀬山岳湿原生態系に及ぼす影響の把握と生態系管理」を研究課題とした重点研究とその基礎ともなる「尾瀬ヶ原及び周辺域における生物相と環境状態の広域調査」を研究課題とした基礎研究の2本立てとして検討を進めているところである。

#### 第4次尾瀬総合学術調査全体のリーダー：坂本 充（名古屋大学名誉教授）

##### （1）重点研究 リーダー：岩熊敏夫（北海道大学名誉教授）

研究課題：気候変動及び広域環境変化が尾瀬の山岳湿原生態系に及ぼす影響の把握と生態系管理

内容：地表・地中における水の動きや、生態系の中での物質の動き、泥炭の維持機構、水域の生態系などについての研究から、地球温暖化環境下における尾瀬ヶ原湿原生態系の動態とその管理について考察する。

##### （2）基礎研究 リーダー：鈴木邦雄（横浜国立大学名誉教授）

研究課題：尾瀬ヶ原及び周辺域における生物相と環境状態の広域調査

内容：新たな分類体系に準拠した動植物目録の作成、および新知見の追加、現在の植生の分布状

態の把握と過去分布状態の比較、ニホンジカの侵入による尾瀬ヶ原湿原の擾乱状態と回復

追跡などを行いながら、長期広域モニタリングシステムの構築を行う。さらに、社会科学

的視点から、尾瀬における総合学術調査の意義について裏付けを行う。

### 4. 今後の検討課題

現状では、調査に必要な予算は確保されていないため、今後は、調査研究内容を具体化し、その成果や効果を示しながら、国、県、尾瀬保護財団、民間助成団体等からの予算獲得を行い、実施に向け取り組んでいく。

# 尾瀬シカ対策について

(平成 27 年度尾瀬国立公園シカ対策協議会より)

## <主な実施機関の平成 27 年度の取組について>

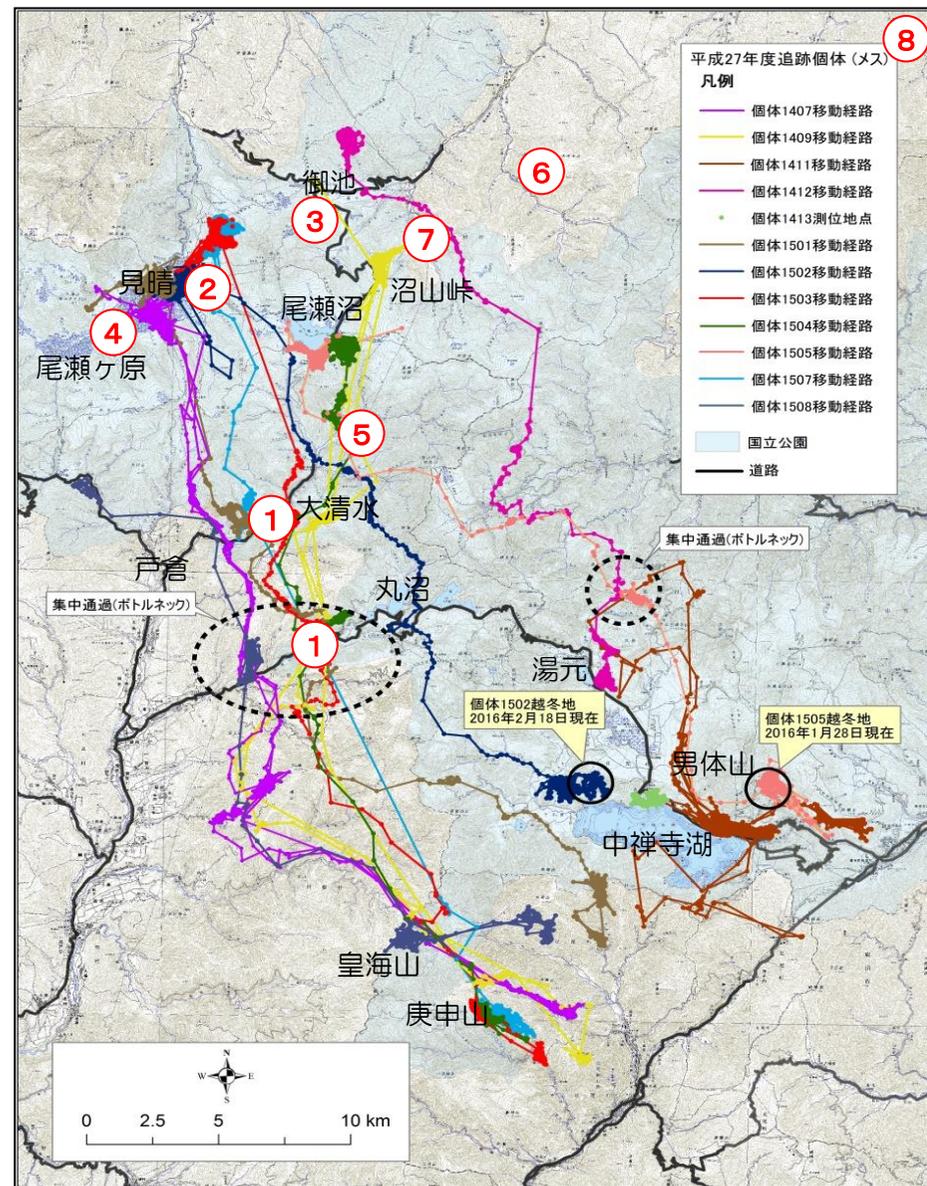
- 関東地方環境事務所
  - ・尾瀬におけるシカ被害・行動調査、尾瀬ヶ原及び周辺域での捕獲
- 関東森林管理局
  - ・大江湿原のシカ柵の設置、シカの生態調査（職員実行によるチェックシートなど）
- 群馬県尾瀬地域生物多様性協議会（事務局：群馬県）
  - ・尾瀬ヶ原と日光方面とを行き来するシカの移動経路上での捕獲
  - ・効果的な捕獲のためのシカの行動生態調査 など
- 南会津尾瀬ニホンジカ対策協議会（事務局：福島県）
  - ・尾瀬周辺域での捕獲、大江湿原のシカ柵の巡視 など

## <各機関の捕獲実施結果>

H28.2.25 時点

対象	時期	場所	猟法	捕獲実施者	発注者	H25	H26	H27
残雪期に尾瀬に入るシカ	4月～5月	移動経路上	銃・罠	片品村猟友会 ①	環境省	—	—	0
		見晴	銃	檜枝岐村猟友会 ②	環境省	—	—	—
夏～秋に尾瀬にいるシカ	6月～10月	見晴	足くり罠 銃	檜枝岐村猟友会 ②	環境省	8	13	11
		尾瀬沼・御池等	足くり罠 銃	檜枝岐村猟友会 ③	環境省	7	2	1
	8月～10月	その他	足くり罠 銃	檜枝岐村猟友会 ③	福島県	33	30	22
	8月～10月	尾瀬ヶ原	銃・罠	業務受託者・ 片品村猟友会④	環境省	24	36	13
冬に尾瀬から出て越冬地に移動するシカ	10月～2月	シカ柵周辺・ 移動経路上	銃・罠	片品村猟友会 ⑤	環境省	23	45	25
				片品村猟友会 ⑤	群馬県	75	58	27
シカ柵への絡まり	5～12月	シカ柵周辺	—	—	環境省	7	4	4
尾瀬周辺（公園外）での捕獲	10月	舟岐周辺	銃・罠	檜枝岐村猟友会 ⑥	福島県	5	17	18
	10月～12月	矢櫃平	銃・罠	檜枝岐村猟友会 ⑦	福島県	10	35	18
	4月～10月	館岩地域	銃・罠	館岩猟友会 ⑧	福島県	3	36	13
	11月～12月		銃・罠		福島県	45	50	12
計						313	477	199

## <シカの移動経路と捕獲実施場所>



## 尾瀬沼集団施設地区再整備について

### 1. 再整備の目的及び経緯

尾瀬国立公園内の福島県側の主要な利用拠点である尾瀬沼集団施設地区は、厳しい自然環境の中、各利用施設（直轄施設）の老朽化が著しいことが報告されている。

このため、環境省においては、尾瀬沼地区の自然条件や利用環境の現状を踏まえ、各施設の適正な維持管理に資するとともに、尾瀬沼を核とした尾瀬国立公園の利用の質及び尾瀬沼地区の魅力の向上に資することを目的として、尾瀬沼集団施設地区の再整備を進めることとしたもの。

### 2. 尾瀬沼集団施設地区主要施設（環境省所有分）の整備時期及び再整備の事業計画（予定）

#### （主要施設の整備時期）

- ・昭和57年：旧・尾瀬自然保護官事務所、ボランティア詰所
- ・昭和59年：現・尾瀬沼ビジターセンター、第1公衆トイレ・浄化槽
- ・平成元年：旧・環境省職員宿舎
- ・平成9年：第2公衆トイレ及び浄化槽
- ・平成11年：汚泥処理施設

#### （再整備に係る事業年次計画（予定含む））

- ・平成25年度：尾瀬沼集団施設地区再整備基本計画の策定
- ・平成26年度：新・尾瀬沼ビジターセンター基本設計
- ・平成27年度：新・尾瀬沼ビジターセンター及び展望テラス実施設計
- ・平成28年度以降：順次、各施設の整備に着手（予定）
- ・平成31年度：新ビジターセンター供用開始（予定）

### 3. 再整備における主な整備予定箇所（イメージ図は裏面を参照）

尾瀬沼集団施設地区の再整備は、今後の予算措置の状況を踏まえながら、ビジターセンターの移転新築に加え、中央広場や展望テラス・散策路等を整備していく方針である。

- **新ビジターセンター（屋根付テラス含む）**：尾瀬沼地区への来訪者に対する情報提供サービスのほか、学習支援、緊急避難対応等を行う。
- **中央広場**：新ビジターセンターの正面入口に面したスペースで、大江湿原や大清水からの来訪者が一旦集まり、次の目的地に展開する利用を想定したもの。方向指示標識等の整備も実施予定。
- **展望テラス及び散策路**：尾瀬沼集団施設地区の散策や滞在の魅力を高めるため、地区内において尾瀬沼湖畔を臨む展望テラスや散策路を整備する。

# 尾瀬沼集団施設地区再整備イメージ図

